

## 背景・目的

- 近年、学校の内外を問わず子どもの安全が脅かされる事件・事故災害等の発生が後を絶たない。
- このような中、児童生徒等の安全を確保するために、安全管理のより一層の充実を図ることに加え、実践的な安全教育の重要性が高まっている。そのために、H17年3月に作成した手引の内容を、安全管理、安全教育及び組織活動のそれぞれの場面で活用できるものへと充実させた。
- 各学校（園）において全ての教職員の共通理解のもとに有効に活用され、学校安全の充実・推進がより一層図られることを目的とする。

## 本手引の構成（概要）

### 【全般編】

- ・ 学校安全の意義
- ・ 「学校安全計画」の作成
- ・ 「危機管理マニュアル」の策定・見直し
- ・ 安全教育の進め方

### 【危機管理編】

- ・ 事前の危機管理……………安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ。
- ・ 緊急事態発生時の危機管理…事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える。
- ・ 事後の危機管理……………危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開等、通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る。

### 【事故・災害対応事例集】

- ・ 登下校を含む学校管理下における事故への対応  
(例. 登下校中の交通事故、部活動中の事故 等)
- ・ その他の事象への対応  
(例. 暴力行為、児童虐待、不審者侵入 等)
- ・ 災害発生時の対応  
(例. 地震、弾道ミサイルの発射 等)

### 【参考資料】

- ・ 校種別学校安全計画の例 等

## 今後の予定

- R6. 1月 印刷、製本開始
- R6. 2月 製本完成
- R6. 3月 各市町村教委・県内公立各学校（園）等へ各1部配付(約460部)  
本課ホームページ上に掲載

# 「学校安全」指導の手引

—「安全文化の創造」をめざして—  
(改訂版)

令和6年 月  
奈良県教育委員会



# 目 次

はじめに

## 【全般編】

1	学校安全の意義	2
2	学校安全の考え方と内容	3
3	「学校安全計画」の作成	4
4	安全教育	7
5	安全管理	11
6	心のケア	17
7	安全教育と安全管理における組織活動	19

## 【危機管理編】

### I 事前の危機管理

1	生活安全（防犯）	23
2	生活安全（防犯以外）	28
3	交通安全	37
4	災害安全	40
5	避難所としての学校の対応	42

### II 緊急事態発生時の危機管理

1	基本的対応	44
2	対処要領	
	（1）不審者侵入時	46
	（2）不審者事案（登下校時）	48
	（3）交通事故発生時	50
	（4）事故発生時（転落・遊具・プール・水難事故等）	52
	（5）熱中症発生時	54
	（6）火災発生時	55
	（7）地震発生時	57
	（8）台風接近、気象警報発表、竜巻・突風・急な大雨	60
	（9）風水害・土砂災害発生時	61
	（10）落雷発生時	63
	（11）校外活動における緊急事態発生時の対応組織	63
3	救急救命体制	64

### III 事後の危機管理

1	事後評価と学校再開の準備	68
2	事故等発生時における心のケア	69
参考	学校事故対応のポイントと取組例	71

## 【事故・災害対応事例集】

1	登下校中の交通事故	79
2	登下校中の突発的な自然災害への対応	80
3	授業中（体育実技）の事故	81
4	学校行事中の事故	82
5	部活動中の事故	83
6	暴力行為	84
7	自殺（予告）	85
8	家出	86
9	いじめ	87
10	ネット上の誹謗中傷	88
11	SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や出会い系サイト等による性被害	89
12	万引き	90
13	校内での盗難	91
14	児童生徒の心の健康問題	92
15	児童虐待	93
16	性的な画像が発見された場合の対応	94
17	不審者の侵入	95
18	外部の者による器物損壊・盗難等	96
19	不審者等による緊急事態発生時の対応	97
20	感染症の発生（結核）	99
21	学校給食による食中毒	100
22	学校給食への異物混入	101
23	食物アレルギー	102
24	地震	103
25	弾道ミサイルの発射	105

## 【参考資料】

1	学校安全計画の例	
(1)	幼稚園	107
(2)	小学校	109
(3)	中学校	111
(4)	高等学校	113
(5)	特別支援学校（視覚障害）	115
(6)	特別支援学校（聴覚障害）	117
(7)	特別支援学校（知的障害）	119
(8)	特別支援学校（肢体不自由）	121
2	安全点検表の例	123
3	児童生徒の引き渡し票（例）	127
4	各種参考Webページ	128

## はじめに

奈良県教育委員会では、平成17年3月に子どもたちや教職員の安全を確保するための環境をつくり、生涯にわたって自らの安全を守り、他の人々や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成する一助とすることを目的に、本手引きを作成しました。

しかし近年、甚大な被害をもたらす自然災害や子どもたちの尊い生命が奪われる事故など、学校の内外を問わず子どもの安全が脅かされる事件・事故災害等の発生が後を絶ちません。

このような中、児童生徒等の安全を確保するために、安全管理のより一層の充実を図ることに加え、自他の安全確保に必要な知識や能力等を育成する実践的な安全教育の重要性が高まっています。そのために、本手引の内容を、安全管理、安全教育及び組織活動のそれぞれの場面で活用していただけるものへと充実させました。

本手引が、各学校において全ての教職員の共通理解のもとに有効に活用され、学校安全の充実・推進がより一層図られることを期待します。

最後になりましたが、本手引の改訂に際し多大な御協力をいただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

令和6年 月

奈良県教育委員会  
教育長 吉田 育弘

# 全 般 編

# 1. 学校安全の意義

奈良県教育委員会が示す「学校教育の指導方針」では、指導の重点目標として「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「たくましい心身の育成」の三つが示されている。

これら三つの指導の重点目標を達成するために、子どもたちを事件や事故、災害等（以下、「事故等」という）の危険から守るための体制づくりを進めるとともに、自ら身を守る意識や行動力を身に付けさせる指導を充実させる等、具体的で実践的な安全教育を展開する必要がある。

また、「豊かな人間性の育成」や「たくましい心身の育成」に向けては、生涯にわたって健康を保持増進するために必要な知識や実践力を身に付けさせる等、安全教育とともに学校保健や食に関する指導も含めた健康教育を充実させることが極めて重要である。

以前に比べ改善されつつあるものの、幼児期から学齢期を経て成人に至るまでの年齢層における死亡原因をみると、依然として「不慮の事故」の割合が高い。また、自然災害も頻発化・激甚化の傾向がみられる等、幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という）の安全に危険を及ぼす要因は増加している。加えて、学校管理下における事故災害や交通事故についても予断を許さない状況であり、学校教育の中にも依然として多くの課題が見受けられる。

これらのことから、学校安全は児童生徒等が自他の生命の尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることを目標としている。

そのためには、学校が保護者や地域、関係機関等と密接に連携しながら、安全に関する諸活動を推進することが重要である。

また、児童生徒等の安全を確保するための取組を進めていくには、下図に示すとおり、三段階の危機管理に対応して、安全教育と安全管理の両面から取り組んでいくことが必要である。

事前の危機管理 (リスクマネジメント)	発生時の危機管理 (クライシスマネジメント)	事後の危機管理
安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ。	事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える。	危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開等、通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る。



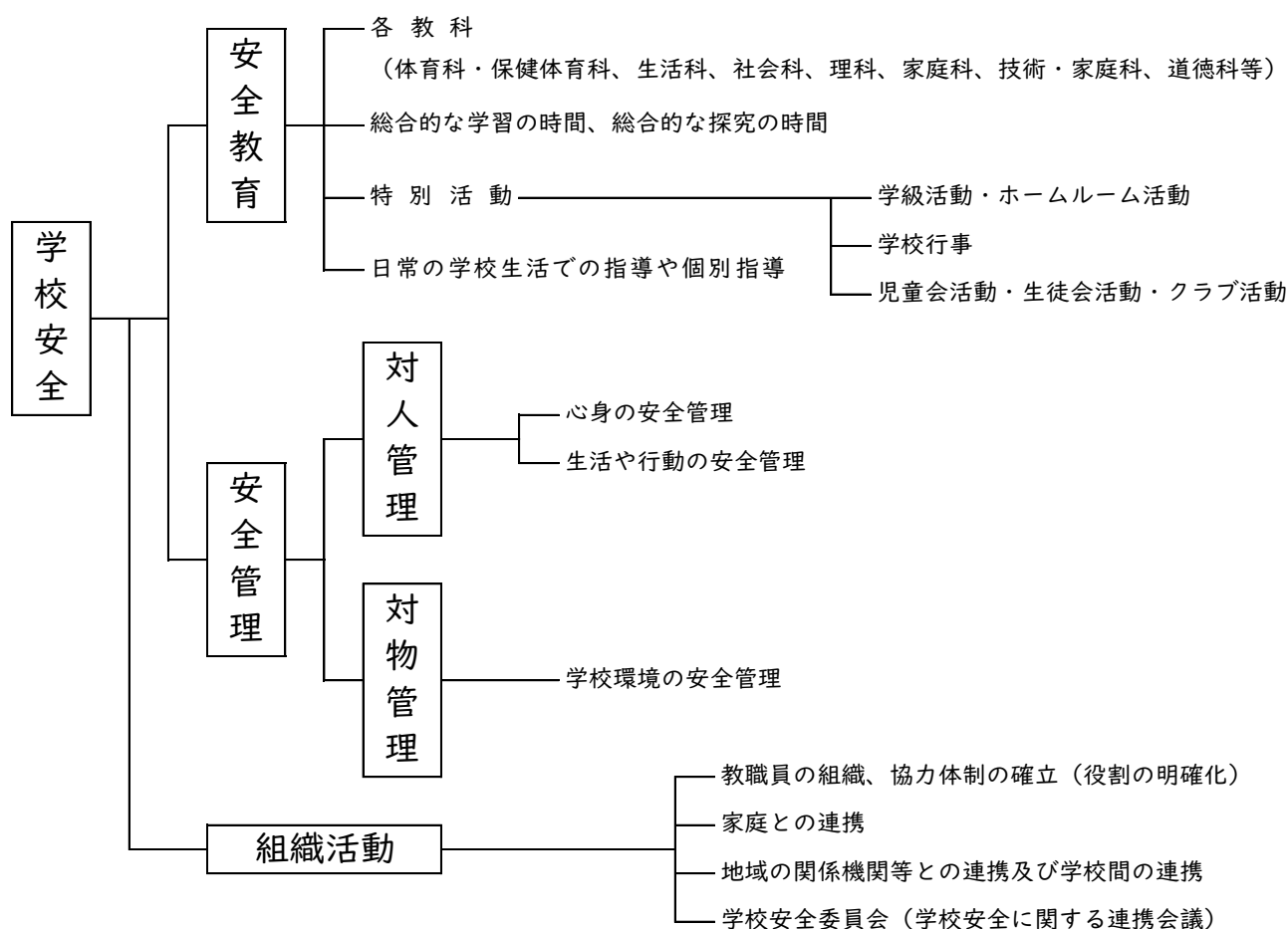
## 2. 学校安全の考え方と内容

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康や安全を確保するとともに、生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくために一体的に取り組まれている。

また、学校安全は「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域からなっている。

【学校安全の三つの領域】	
生活安全	日常生活で起こる事件・事故災害（誘拐や傷害等の犯罪被害防止も重要な内容の一つとしている）
交通安全	様々な交通場面における危険と安全
災害安全	地震、津波、火山災害、風水（雪）害のような自然災害（火災や原子力災害を含む）

### 【学校安全の体系】



### 3. 「学校安全計画」の作成

#### (1) 「学校安全計画」の意義

児童生徒等の事故等はあらゆる場面において発生しうることから、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている「学校安全計画」を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

「学校安全計画」は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容を統合し、全体的な立場から、安全に関する諸活動の総合的な基本計画として、教職員の共通理解の下で立案することが望ましい。

**【学校保健安全法第27条】**

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検①、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導②、職員の研修③その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。 (※ ①～③は必要的記載事項)

#### (2) 「学校安全計画」の内容

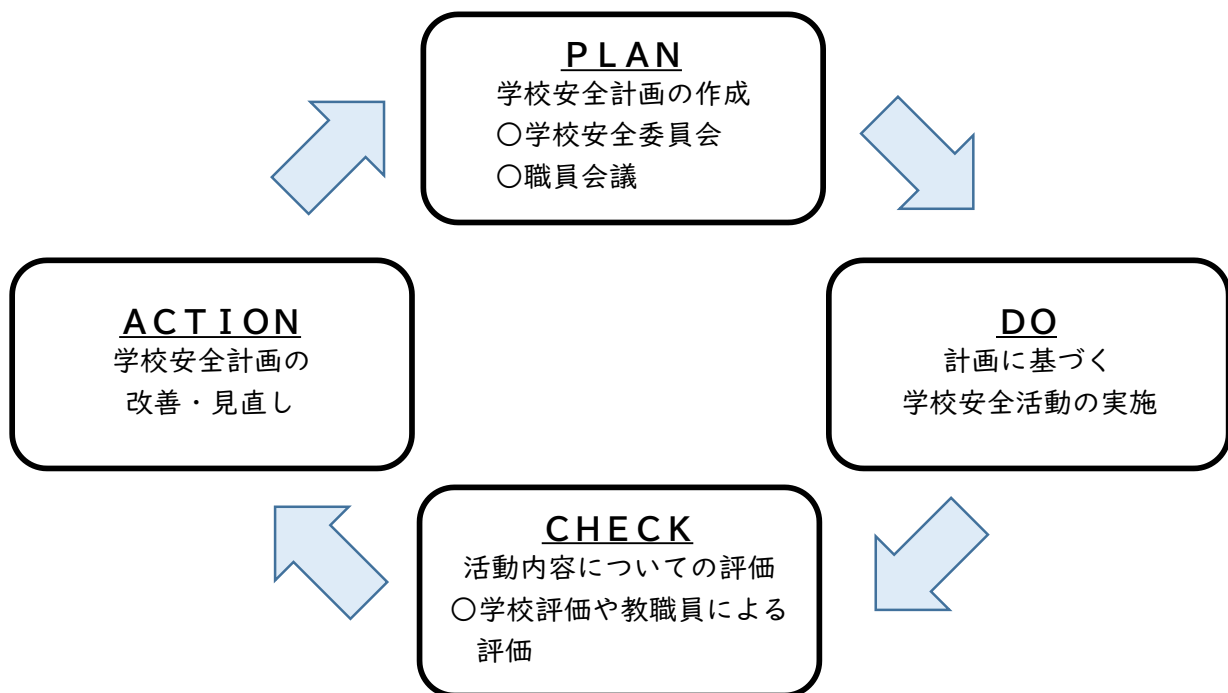
	生活安全	交通安全	災害安全
安全教育	ア 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項 イ 学年別・月別の指導事項 ・学級（ホームルーム）活動における指導事項 （生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等） ・学校行事（避難訓練、交通安全教室等の安全に関する行事）における指導事項 ・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項 ・課外における指導事項 ・個別指導に関する事項		
安全管理	ア 施設・設備、器具・用具等の安全点検 イ 各教科等、部活動、休み時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項 ウ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故の発生状況等の調査 エ 校内及び地域における誘拐や傷害等の犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項 オ その他必要な事項	ア 通学路の設定と安全点検 イ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定 ウ 自転車、二輪車等の使用するきまりの設定 エ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査 オ その他必要な事項  ※ 通学に関しては、誘拐や傷害等の犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮すること。	ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定 イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 オ その他必要な事項  ※ 災害安全では、自然災害以外の火災等についても取り上げる。
組織活動	ア 家庭、地域社会との連携を密にするための学校安全委員会等の開催 イ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（以下、「危機管理マニュアル」という。）等に関する校内研修事項 ウ 保護者対象の安全に関する啓発事項 エ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全等に関する具体的な行動 オ その他必要な事項		

### (3) 「学校安全計画」の策定・実施に当たって

学校安全の取組の実施に当たっては、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのためには、「学校安全計画」の策定の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、生活安全・交通安全・災害安全に関する取組のねらい・内容等について全教職員の共通理解が図られるよう配慮するとともに、役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

また、児童生徒等の安全を確保するための取組が適切に行われるようにするためには、内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたか等、定期的に取り組状況を振り返り、点検し、次につなげていくことが必要である。具体的には、PDCAのサイクルの中で、定期的に計画の内容や取組を評価し、見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが必要である。

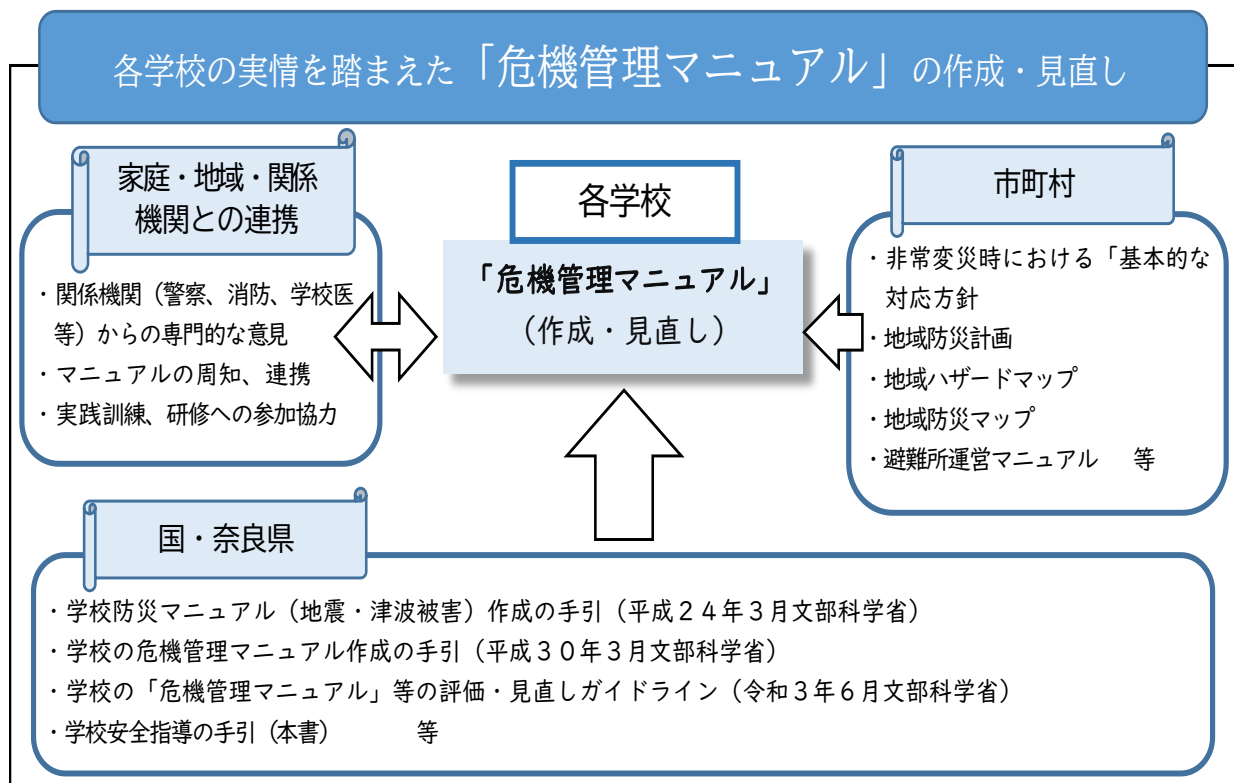
さらに、保護者や関係機関等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校安全計画の内容について、保護者等の関係者に周知することが望ましい。



#### (4) 危機管理マニュアルの策定と見直し

危機管理マニュアルは、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるように、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために作成するものである。このため、作成した後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しをすることが必要である。あわせて、学校のみならず保護者や地域、関係機関等に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことが重要である。

また、学校を取り巻く安全上の課題は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな安全上の課題の出現等に応じて、柔軟に見直していかなければならない。



## 4. 安全教育

### (1) 安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命の尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育成することを目指す。

具体的には次の三つが挙げられる。

○ 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。（知識及び技能）
○ 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。（思考力・判断力・表現力等）
○ 安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。（学びに向かう力・人間性等）

### (2) 安全教育の進め方

#### ① 学校教育活動全体を通じた計画的な指導

安全教育の目標を実現するため、各学校で児童生徒等に育成を目指す資質・能力等の基本的な方針を明らかにし、様々な機会における指導を密接に関連付けながら学校安全計画に位置付け、教職員の共通理解を図るとともに、地域の関係機関等を含めた協力体制を整備し、意図的、計画的に推進する必要がある。また、朝の会、帰りの会等の短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切である。

#### ② 安全教育と安全管理との関連

安全教育と安全管理は、密接に関連させて進めていく必要がある。安全管理で身に付けた力を活用することによって、より安全な環境づくりを推進していくとともに、安全教育で身に付けた力を活用することによって児童生徒等自身が安全な行動を実践していくことで、学校安全の効果をより一層高めることが可能となる。

なお、安全教育と安全管理が関連する内容としては、次のような例が考えられる。

#### 【安全教育と安全管理が関連する内容】

ア 安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の安全管理及び児童生徒等の安全行動の実態を表していることから、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。
イ 継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくことになる。
ウ 日常の指導では、学校生活の安全管理として把握した児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質・能力を培うことができる。
教科等における安全学習等、学級（ホームルーム）活動における安全指導、学校行事における安全指導、児童（生徒）会活動及びクラブ活動等における安全指導、日常の学校生活における安全指導の詳細については「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（平成31年文部科学省）」を参照。

### (3) 各発達段階等における安全教育の重点

<b>【幼稚園】</b>
日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方等が分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。 また、災害時等の行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者等、近くの人に伝えることができるようにする。
<b>【小学校】</b>
安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。
<b>【中学校】</b>
地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生メカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。
<b>【高等学校】</b>
安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。
<b>【特別支援学校・学級】</b>
児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

### (4) 安全教育の各領域の内容

#### ①生活安全に関する内容

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方</li><li>② 通学路の危険と安全な登下校の仕方</li><li>③ 事故発生時の通報と心肺蘇生等の応急手当</li><li>④ 誘拐や傷害等の犯罪に対する適切な行動の仕方等、学校や地域社会での犯罪被害の防止</li><li>⑤ スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方</li><li>⑥ 消防署や警察署等、関係機関等の働き</li></ul> |
|---|

#### ②交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車（自動二輪車及び原動機付き自転車）等の利用ができるようにする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方</li><li>② 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方</li><li>③ 交通機関利用時の安全な行動</li><li>④ 自転車の点検・整備と正しい乗り方、ヘルメットの着用</li></ul> |
|---|

- ⑤ 二輪車の特性の理解と安全な利用
- ⑥ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- ⑦ 交通法規の正しい理解と遵守
- ⑧ 自転車利用時も含めた運転者の義務と責任についての理解
- ⑨ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮
- ⑩ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力
- ⑪ 車の自動運転化に伴う課題（運転者の責任）、運転中のスマートフォン使用の危険等の理解と安全な行動の仕方
- ⑫ 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）のルールの周知
- ⑬ 消防署や警察署等、関係機関等の働き

### ③災害安全に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
  - ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
  - ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
  - ④ 風水（雪）害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
  - ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
  - ⑥ 避難所の役割についての理解
  - ⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
  - ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
  - ⑨ 災害時における心のケア
  - ⑩ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
  - ⑪ 防災情報の発信や避難体制の確保等、行政の働き
  - ⑫ 消防署等、関係機関等の働き
- （②（津波）、③、⑤については、対象地域や海辺への遠足や旅行時の対応として必要）

## （5）安全教育の評価

### ①安全教育の評価の意義と内容

安全教育において評価を行うことは、一人一人の児童生徒等が安全教育の目標をどの程度達成したかを知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

安全教育の評価においては、ややもすると事故の発生件数のみによって、その成果を測定しがちである。しかし、事故は危険な状況や行動の一部が結果として現れたものである。児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質・能力を身に付け、その行動の結果として事故等の発生が防止できる。したがって、安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが重要である。

また、学校安全計画に盛り込まれたことが（1）適切に実施されていたか、（2）内容や方法が適切であったか、（3）指導体制が確立していたか、（4）日程や時間に問題がなかったか、（5）活用した資料等の教材や講師等の人的資源は有効であったか、（6）安全教育に関する活動の連携が図れていたかなどは学校安全計画の検証・改善の視点として非常に重要である。こうした視点をもって、児童生徒等の状況、事故等に関する客観的数値と実際の取組を合わせて検証し、次年度の計画を作成し必要な資源の確保を図ること

が安全教育の質的向上の観点からも非常に重要である。

## ②安全教育の評価の方法

安全教育を評価するための方法としては、質問紙法、面接法、観察法等が用いられるが、それぞれの評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、多面的・多角的な評価を進めていくことが必要である。

### 【安全教育の評価項目例（生活安全・交通安全・災害安全それぞれに対して）】

- ア 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。
- イ 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意志決定や行動選択ができるようになったか。
- ウ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
- エ 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

### 【安全教育に関する指導計画の評価例】

- ア 全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携が図れているか。
- イ 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。
- ウ 安全管理との連携が図れているか。
- エ 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
- オ 指導の内容や方法に課題はないか。
- カ 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- キ 保護者や地域、関係機関等の協力や理解が得られているか。



## 5. 安全管理

### (1) 安全管理の意義

学校における安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

安全管理には、全ての学校(園)種や児童生徒等に共通して行われる点も少なくないが、立地を含む学校環境や児童生徒等の状況は大きく異なる点もあるため、それぞれの学校の実情に応じた管理も不可欠である。例えば、学校環境については、学校(園)種や教育活動の重点等による施設や設備の違いが挙げられる。児童生徒等の特性としては、年齢や個人により、心身の発育・発達の状態、行動、障害の種類や程度などが異なることが挙げられる。同じ環境であっても、その危険性は個人によって同一でないことに十分留意することが必要である。

また、安全教育又は安全管理どちらか一方のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、安全教育と安全管理が一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるものである。

このため、学校安全計画で一体的に安全教育と安全管理を年間の計画に基づいて計画的に実施することが重要である。

### (2) 学校環境の安全管理

#### ① 学校環境における安全管理の方法

##### (ア) 安全点検の種類と対象

学校保健安全法施行規則(以下「規則」という。)に基づく安全点検は、定期的、臨時的、日常的に例えば下表のように行うこととされている。

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等について	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない(規則28条第1項)
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用されると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上等	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則28条第1項)に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災等の災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火等)の発生時 等	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う (規則第28条第2項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない (規則第29条)

### (イ) 安全点検の方法

安全点検の種類	安全点検の留意点	点検方法
定期の安全点検	対象が多岐にわたるので、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行わなければならない。	目視・打音・振動・負荷・作動等により実施するが、対象や項目に応じて複数の方法を組み合わせる。
臨時の安全点検	計画的に実施するものではないが、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要がある。	
日常の安全点検	児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要がある。	

※判断が難しく、点検の信頼性が疑われる場合には、定期又は臨時的に専門家による点検を行う必要がある。

安全点検表の作成	その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況等を記録できるようにする必要がある。
----------	---

### (ウ) 安全点検と改善措置

学校環境の安全の確保については、学校保健安全法第28条において規定されている。

施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行う等、適切な措置を講じなければならない。大規模な改修を行う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有する必要があり、人事異動の際にも引き継ぐことが重要である。

#### 【学校保健安全法第28条】

校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図るうえで支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

## (3) 学校環境における安全管理の対象

対象や項目の設定では、学校（園）種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要がある。対象や項目例については「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（平成31年文部科学省）」別表に詳しく示されているが、これらに限定することなく、追加・変更等を行うことが求められる。このとき、学校単独では対応できない部分も多いため、教育委員会と十分に連携しながら対応する必要がある。

また、学校施設の開放時は、開放部分と非開放部分とを明確な区分及び不審者等の侵入防止策（進入禁止場所の明示や施錠等）を徹底する。

#### 〈校舎内等〉

教室	床や腰板等の状態、釘、びょう等の危険の有無、教室の窓枠、窓からの転落の危険性、出入口の扉の危険の有無及び机、いす、戸棚、その他の備品の配置等についても配慮する。
廊下、階段、ベランダ、昇降口	廊下の窓枠の破損の有無、フェンスの危険の有無、廊下や階段、昇降口やベランダなどの不要物品の有無について配慮する。
便所・水飲み場	トイレや水飲み場は、多くの児童生徒等によって同時に使用される場所であるため、周囲の危険物や使用上のマナーについても常に安全を確かめておく必要がある。また、水飲み場、手洗い場等は、清潔を保つとともに、滑らないようにする等の配慮が特に必要である。
屋上・バルコニー	フェンスの高さ、床やフェンス等の破損の有無等、危険のない状態にしておかなければならない。また、使用しない場合には、屋上への出入口の施錠等の管理を適切に行う必要がある。

学校給食の調理室	食中毒や火災の発生が懸念される場所であり、調理器具の保管状態、ネズミや害虫等の駆除、刃物類の始末、防虫網の整備、火気の後始末や電気、ガス使用の管理、運送用のコンテナの取扱い等、万全に管理されなければならない。
特別教室等	特別教室や準備室等の薬品棚の管理、電源、ガス等の安全装置、危険標識等の整備、刃物類の管理、実験用の危険薬品や保健室の薬品の保管と管理は、常に万全でなければならない。
体育館・遊戯室	床板や壁面の破損状況、電源等の安全、体育施設や体育用具の破損の有無、取付け口や固定口の破損の有無等について確かめるとともに安全管理に配慮する。
校舎・園舎等の外壁	周囲の危険物の有無、周囲が滑りやすくなっていないか、排水の状態等について確かめ、安全な状態が保たれるよう配慮する。

### 〈校舎外等〉

校地・園地・運動場等	地面の勾配、凹凸の状態、排水の状態等について点検し、危険物（ガラス、石、釘等）の除去を行い、常に安全な状態に整備しておくよう配慮する。
遊具、体育等の固定施設、移動施設	固定施設については、遊具、鉄棒、バックネット等の破損の有無や周囲の状態、設置状態、砂場、掲揚塔等の状態について常に安全を確かめ、けがが起こらないようにしておかなければならない。また、サッカーやハンドボールのゴールポスト、バスケットゴール等の移動施設については、特に固定の状態、破損の有無を確かめるとともに、移動した場合、固定状況の点検を実施する。
運動用具等の倉庫	倉庫や用具の整理・整頓に努めるとともに、常に施錠ができる状態になっているかの確認が必要である。また、用器具等の保管状態や取扱い、児童生徒等の出入りの管理等についても配慮する。
プール	浄化・消毒装置やシャワー、洗眼器等の設備が設置目的に合った機能を果たしているか、それが安全に使用されているか、また、プールの中に危険物や異物等が混入していないか、プールの排水溝、プールサイドやプールの周囲が安全な状態に保たれているか等について、常に確認しておくよう配慮する。

## (4) 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

### ① 学校生活の安全管理の方法

ア 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動や遊び等の活動内容、活動場所等の実態調査</li> <li>○ 学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録</li> <li>○ 健康観察や保健室来室状況等の記録</li> <li>○ 教職員による行動観察</li> </ul>	} 等の情報の活用
イ 行動や場所の規制	
○ 休み時間やクラブ活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても有効であるように具体的で明確でなければならない。	
(例)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">場所の明示</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">教職員の共通理解 協力体制の確立</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">規制の理由を児童生徒等に理解させ、遵守を徹底</div> <div style="margin-left: 20px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">立ち入ることができない措置</div> </div> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold; margin-top: 10px;">立入禁止</p>
ウ 情緒の安定及び良好な健康状態の把握	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心身の健康状態の把握及びその安定や改善に努めることが重要</li> <li>○ 個別の対応が必要な児童生徒等は、言葉で促すだけでなく実際に目視で確認することも重要</li> </ul>	
エ 安全管理と安全指導との関連	
○ 児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法等を理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切	

## ②学校生活の安全管理の対象

ア 休み時間
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校舎内で活動している場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか</li> <li>・校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか</li> <li>・庇や天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりする等、危険な行動をしていないか</li> </ul> </li> <li>○ 運動場、体育館等で活動している場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動や遊びをしている者と他の者の間に危険はないか</li> <li>・運動や遊びの種類と場所に危険はないか</li> <li>・休み時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか</li> <li>・人目に付きにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか</li> <li>・新しく児童生徒等の間に流行している遊びで安全上問題となるものはないか</li> </ul> </li> <li>○ 運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか</li> <li>・利用の仕方に無理はないか</li> <li>・利用している者の行動に危険はないか</li> <li>・固定施設の近くにいる者に危険はないか</li> </ul> </li> </ul>
イ 各教科等の学習時間
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 始業前や授業前に、児童生徒等の心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか</li> <li>○ 施設、用具、教材、教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解され、利用の仕方に危険はないか</li> </ul>
ウ 特別活動（クラブ活動等、学校行事）の活動時
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参加する人員は完全に確認されているか</li> <li>○ 異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険がないか</li> <li>○ 場所、時刻、時間等に無理や危険はないか</li> <li>○ 用具や使用施設・設備の安全の状態の確認がされているか</li> <li>○ 参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか</li> <li>○ 活動をしている者同士の間には危険はないか</li> </ul>
エ 学校給食の時間
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校給食の配膳室の窓口前に危険はないか</li> <li>○ 食事や食器を運搬する方法、運搬する通路等に危険はないか</li> <li>○ 食事を配膳するときの取扱いに危険はないか</li> </ul>
オ 清掃活動等作業時
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道具や用具が正しく安全に利用され、また作業時等の服装が適切なものであるか</li> <li>○ 肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか</li> <li>○ 作業している場所及びその周辺に危険はないか</li> <li>○ 作業活動が周辺の者に危険を及ぼすことはないか</li> </ul>

学校生活の安全管理の留意点や対象・項目の例については、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（平成31年文部科学省）」別表（P.120）を参照。ただし、対象や項目の設定には、学校（園）種の違いや自校の環境の実態等を考慮する必要がある。また、適宜、追加・変更等を行うことが望ましい。

## （5）安全管理の評価

### ①安全管理の評価の意義

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かしたりすることは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカード等を作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

## ②安全管理の評価の観点

評価の観点は、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。下図に一般的な観点を示すが、学校や地域の実情に合わせて、より具体的で、より適切なものに工夫して設定することが望まれる。

なお、安全管理の総合的な評価としては、事故や災害の発生率や発生内容等も指標となる。

### ア 学校環境の安全管理の評価の観点

評価の観点	評価の内容
安全管理計画の評価	○学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか ○安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか ○計画されたことが実行され、明確に記録されたか
安全点検の評価	○点検項目は適切であったか ○安全点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか ○全教職員の共通理解の下に実施されたか
事件・事故災害情報管理の評価	○事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか

### イ 学校生活の安全管理の評価の観点

評価の観点	評価の内容
児童生徒等の評価	○児童生徒等の安全に関わる行動の実態や事故発生状況が把握され、それらが安全管理や安全指導に役立てられているか ○様々な教育活動の内容や方法で安全を確保するためのきまりや約束を児童生徒等が理解し、守り、安全に活動しているか
教職員の評価	○教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか。 ○児童生徒等と日常的なかかわり、安全に関連する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか
安全管理と安全指導の評価	○学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか

### ウ 不審者侵入防止に関する安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
施設・設備整備の評価	○施設・設備の防犯対策は十分に行われたか。 ○防犯システムの点検は計画的に実施されたか ○学校施設の開放等はPTA等の協力により必要な対策がとられたか
不審者対応の評価	○日常の安全確保のための対策はとられていたか ○関係諸機関との連携は十分にとられていたか

### エ 登下校の安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
通学路設定の評価	○通学路の設定と安全確保のための点検・整備はできているか ○交通手段の違いによる安全確保はできているか
通学方法の評価	○利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか ○犯罪被害防止のための安全確保はできているか
関係諸機関との連携	○地域ぐるみでの見守り体制はできているか

### オ 事件・事故災害発生時の危機管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
発生時の対処と研修	○危機管理マニュアルが作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか

	○全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか
事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制の評価	○校内での救急・緊急連絡体制はできているか ○校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか
自然災害等発生時の安全措置の評価	○火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等の発生に備えた被害防止対策は適切に立てられているか ○火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等に備えて災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか

### ③安全管理の評価の方法

安全管理の評価の客観性、信頼性を高めるためには、計画的な評価、量的な評価、質的な評価、組織的な評価が必要である。具体的な方法の検討の際には、以下のような情報が有用である。

【安全管理の評価に有用な情報の例】
○ 計画や実施要領、マニュアル等の内容、有効性等に関する、関係者や担当者からの意見
○ 計画や実施要領、マニュアル等の内容の実施状況
○ 安全点検等の記録結果やそれらの収集結果
○ 児童生徒等の行動等の実態や規則等の遵守状況
○ 事件や事故・災害の発生状況

このほか、事前の安全管理の事項として、体制整備、教職員研修、避難訓練等が挙げられる。

## 6. 心のケア

### (1) 事故等発生時における心のケアの必要性

事故等の発生により、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えることがある。事件や事故、大きな災害に遭遇し、強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠等のストレス症状が現れることが多い。こうした反応は誰にでも起こりうることであり、通常のストレスの場合、時間の経過とともに薄らいでいくものであるが、ストレスの大きさや種類によっては症状が長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもある。

心のケアに関しては、学校保健安全法第29条において規定されている。

#### 【学校保健安全法第29条 第3項】

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

### (2) 事故等発生時における心のケアの基本的理解

#### ①事故等発生時におけるストレス症状

##### 【児童生徒等のストレス症状の特徴】

事件や事故、大きな災害に遭遇すると、恐怖や喪失体験等の心理的ストレスによって、心の症状だけでなく身体症状も現れやすいことが児童生徒等の特徴である。

##### ◎幼稚園～小学校低学年

腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛等の身体症状が現れやすく、それら以外にも興奮、混乱等の情緒不安定や、行動上の異変（落ち着きがなくなる、理由なく他の児童生徒等の持ち物を隠す等）等の症状が出現しやすい。

##### ◎小学校高学年以降（中学校、高等学校を含む）

身体症状とともに、元気がなくなって引きこもりがちになる（うつ状態）、些細なことで驚く、夜間に何度も目覚める等の症状が目立つようになり、大人と同じような症状が現れやすくなる。

生命に関わりかねない状況の体験や目撃、性被害等の激しいストレスにさらされた場合

##### 【急性ストレス障害 Acute Stress Disorder（以下「ASD」という）】

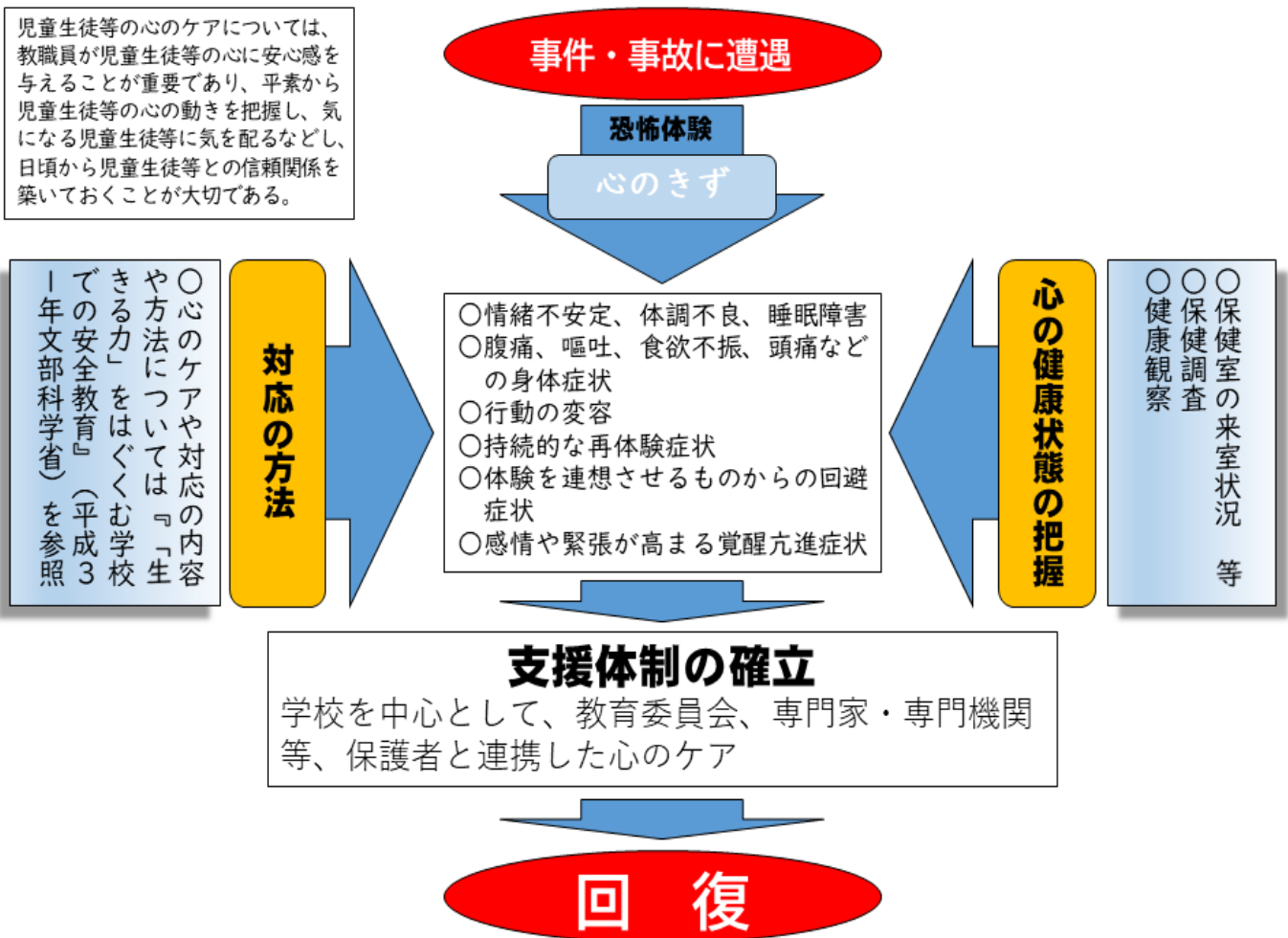
- 再体験症状（侵入症状）
    - ・ 体験した出来事を繰り返し思い出したり、悪夢を見たりする
    - ・ 体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等
  - 陰性気分
    - ・ 否定的、悲観的な感情に支配される
  - 解離症状
    - ・ 自分自身や周囲に現実感を得ることができない（ボーっとする、時間の流れが遅い等）
    - ・ トラウマとなる出来事の重要な部分が思い出せない
  - 回避症状
    - ・ 体験した出来事と関係するような話題等を避けようとする
    - ・ 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
  - 過覚醒症状
    - ・ よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことや小さな音で驚く 等
- このような症状がトラウマ体験後に3日から1か月持続した場合をASDと呼ぶ

##### 【心的外傷後ストレス障害 Post Traumatic Stress Disorder（以下「PTSD」と呼ぶ）】

事故等発生後に、ASDで見られる再体験症状（侵入症状）、回避症状、認知と気分の陰性変化、過覚醒症状等の強いストレス症状が1か月以上持続した場合はPTSDと呼ぶ。また、これらの症状は、事故等発生から半年以上も経過してから出現する場合があることを念頭に置く必要がある。PTSDはASDと異なり、時間とともに自然治癒しないことが多い。そのため、周囲が早期に気付くことが重要である。

### (3) 事故等発生時における心のケアの実践

児童生徒等の心のケア対策は、教職員の共通理解の下、学校、家庭、地域社会が一体となって支援できる体制を整え、平常時からの指導の重要性に留意し、事故等発生時や事後の対応を適切に行うことが必要である。学校（園）は児童生徒等の心のケアを安全管理の一環としてとらえ、危機管理マニュアルの中に位置付け、教職員がそれぞれの役割を果たすことが必要である。平常時から心のケアを担当している校内組織が円滑に機能していることが、事故等発生時の迅速な対応につながる。





## 7. 安全教育と安全管理における組織活動

### (1) 組織活動の意義

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通理解の上で各自の適切な行動に結び付けられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものとするのが求められる。このため、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、学校安全計画や危機管理マニュアル等に基づいた組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けることが必要である。あわせて、学校と家庭、地域の関係機関等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を確保し、安心して学校生活を送れるように環境を整えるとともに、児童生徒等へ実践的な安全教育を実施する必要がある。

#### 【学校保健安全法第30条】

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関等、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

### (2) 学校における体制整備

#### ①校内の協力体制

学校安全の活動を推進するための学校運営組織では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面から教職員がそれぞれの特徴を理解し、統合することができるようにならなければならない。その際、校務分掌、校内規定等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要である。また、各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし学校安全を推進する体制を整備することも大切である。

また、学校における危機管理に関する組織体制については、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく必要がある。

危機管理マニュアルの作成・改善に当たっては、教職員の役割分担と責任を明確にした上で、危機管理等に関する校内組織において検討・意見聴取を行い、全教職員に周知するとともに、日頃から教職員の危機管理意識の維持高揚を図られるようにすることが大切である。

#### 【学校保健安全法第29条 第1項 第2項】

1 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において該当学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。  
2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じるものとする。

## ②教職員研修

教職員は、学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

各学校においては、学校安全計画に教職員の研修を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修や安全教育の一層の改善・向上に必要な研修を行うことが求められる。その際、校務分掌中に学校安全の中核となる教師を位置付け、研修の推進役としての役割を担ってもらう等、校内体制の整備も必要である。

研修例
○学校安全計画や危機管理マニュアルの周知徹底
○学期始めや学期末はもちろん、月初めや月末には校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報等により、各学校の安全に関する問題の所在を話し合い、安全な環境の整備等、具体的な解決策を講じること
○危機管理マニュアルに基づく様々なケースに対応した防災避難訓練・防犯避難訓練
○AEDを含む心肺蘇生法等の応急手当に関すること
○心のケア等に関すること
○児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解を図ること

## (3) 家庭・地域・関係機関等との連携

学校が抱える課題が複雑化・多様化しているが、教職員がそれら全てを担うことは困難である。また、事故等は、児童生徒等が学校にいる時間帯だけではなく、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要がある。これらのことから、家庭や地域と連携・協働した教育活動の推進が不可欠である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を確保する事につながることも、児童生徒等の安全に関する課題について家庭・地域・関係機関等が連携・協働できるよう体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが必要である。

<b>①学校安全推進のための連携体制づくり</b>
○地域学校協働活動を推進する中で、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等の取組を行うこと
○地域の交通安全や防犯に係る様々な協議の場等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うこと
<b>②家庭、地域等との連携・協働</b>
○学校運営協議会の場や、保護者参観日やPTA総会、地域と学校が連携・協働した取組を実施する際など、保護者や地域住民が来校する機会を活用し、防犯・交通安全・防災に関する情報提供や、事故等の発生時に求められる対応等についての保護者・地域住民への説明等を行う
○日常におけるルールやマナーを遵守することは、児童生徒等にとっての安全を確保する上でも非常に重要な要素であるが、それらの基礎は家庭において育まれる部分が大いことから、家庭も責任をもって学校と一緒に安全教育に取り組んでいくという考え方を共有する
○児童生徒等が地域の安全課題の改善に当たって一定の役割を担うことは、児童生徒等自身の成長にも寄与するという教育的意義を、関係者が共有して学校安全の取組を進めること
<b>③地域の住民やボランティア等との連携方策</b>
○地域の住民や児童生徒等の安全を確保するために主体的に活動している様々なボランティア団体等の活動は「事故等を未然に防ぐ日常的な取組」と「事故等が発生した場合の取組」の2つに大別される
○教育委員会・学校は、児童生徒等の安全確保について、これらのボランティア団体等と連携を図りなが

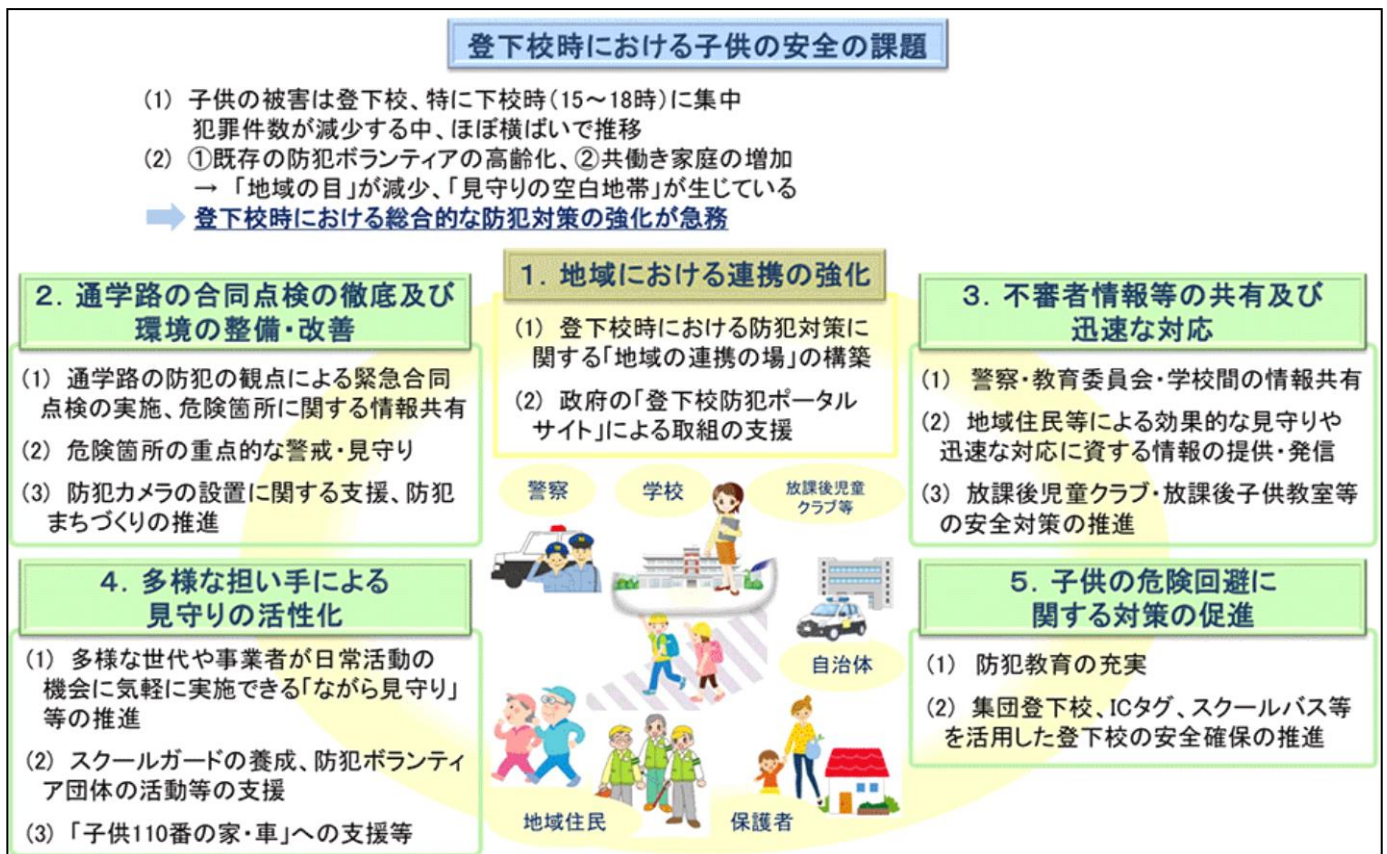
ら取り組んでいくことが必要

- 地域の住民やボランティアの方々をゲストティーチャーとして活用し、地域安全に対する思いや願いを直接聞き取ることで、自分たちにできることは何か、何をしなければならないかについて、児童生徒等は深く考えることができ、地域の取り組んでいる防犯・防災活動等の状況への理解が深まる

#### ④教育委員会・設置者の役割

- 校舎や体育館等の耐震工事の実施や学校施設等学校の整備のみならず、事故等発生時に十分に対応できる体制を確立し、学校を積極的に支援することにより、児童生徒等や教職員の安全を確保する
- 緊急時に迅速・的確に対応するためには、学校の避難訓練等に合わせ、教育委員会としても防災担当部局との連携や学校への指示等を含め訓練を積み重ねていくことが大切
- 学校が地域の一員として対応を検討すべき安全上の課題等への対応は、学校だけで取り組むことは困難なことから、教育委員会・設置者は、積極的に地方公共団体の関係部局や関係機関等と連携を図り、学校の取組を支援することが必要
- 教育委員会・設置者は学校安全の推進のための連携体制整備等について、中心となって取り組むことが望まれる
- 私立学校や国立大学附属学校については、学校安全に関する情報が入りにくいという課題もあることから、設置者や学校同士の連携や、地域の情報共有の場合への参画を図るとともに、地方公共団体においても、教育委員会、私立学校担当課、防災担当部局、警察のほか、気象台や地方整備局等の関係者が積極的に連携を図りながら地域一体となって学校安全の対応を行うことが必要

### 【地域の連携の場の構築について】



「平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係関係会議」資料より

# 危機管理編

## I 事前の危機管理

# 1. 生活安全（防犯）

児童生徒等の安全を守り、充実した学校生活を送ることができるようにするために、学校や地域の実情を考慮し、日常の安全確保、学校周辺における不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急対応等について、多様な観点から対策を検討する必要がある。

また、通学通園路等の安全管理はその設定と安全確保及び通学の手段への対応が主な対象となり、交通安全と防犯の二つの観点からの対策が重要となる。

通学に関しては、児童生徒等の行動が大きく関わり、児童生徒等の自己管理が重要となるため、安全管理だけではなく計画的な安全指導が不可欠である。

## (1) 不審者侵入防止

①学校内において取り組むべき事項

☆教職員の共通理解

項 目		取り組むべき事項
1	教職員の危機管理意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者を想定した危機管理マニュアルを作成するとともに、危機管理に関する研修会（さすまた等防犯器具の設置や取扱い方法等の研修、訓練等）を開催する</li> <li>・校務分掌での役割分担を明確にし、教職員が自分の担当を理解する</li> <li>・定期的な訓練を通して速やかに緊急時の対応ができるようにする</li> </ul>
2	教職員間の共通理解と定期的な情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任又は授業担当者が、学習活動の場から離れる必要が生じた場合には、隣接教室の教職員に声をかける等、児童生徒等の状況把握を教職員相互の協力体制で行う</li> <li>・「不審者侵入対応チェックリスト」等に基づき、定期的な安全点検を実施し、職員会議等で点検結果の報告等を行う</li> </ul>
3	緊急時に対応できる役割分担等の校内体制の見直しと確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者を想定した危機管理マニュアルに基づく役割分担の確認及びそれに基づく訓練を実施する</li> <li>・常日頃から不審者を想定した危機管理マニュアル等を見直し、より効果的な体制づくりに心がける</li> </ul>
4	緊急通報体制の見直しと確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者を想定した危機管理マニュアルに基づく緊急通報体制を確認の上、関係機関等連絡先一覧表を作成し、職員室に掲示する</li> <li>・警察署、消防署、警備保障会社等への複数通報体制を確立する</li> </ul>
5	避難訓練、児童生徒等への指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練を通して児童生徒等の発達段階や場面、状況に応じた避難等を分かりやすく指導する</li> </ul>

☆来訪者の確認

項 目		取り組むべき事項
1	出入口での受付 手続等の明示及 び来訪者の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登下校時以外は校門を閉める等、敷地や校舎等への入口等を管理可能なものに限定する</li> <li>・ 校門や玄関に案内板や案内表示を設置し、受付場所を明示する</li> <li>・ 受付に当たっては、趣旨について理解を得られるようにし、受付で受付簿に記載の上、名札・リボン等を付けるよう依頼する</li> <li>・ 来訪者の持ち物にも気を配るようにする</li> </ul>
2	不審者を把握する 校内体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来訪者に対しては、教職員が進んで挨拶、用件の確認、必要に応じて案内する等の対応を行う</li> <li>・ 複数の教職員による校内巡回を実施する</li> <li>・ 名札等を付けていない来訪者に声をかける</li> <li>・ 不審者の判断基準を明確化する               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 受付を済ませているか（来校者証の着用等）</li> <li>→ 経路以外の場所へ立ち入っていないか</li> <li>→ 不自然な言動、暴力的な態度は見られないか</li> <li>→ 凶器、危険物等を所持していないか 等</li> </ul> </li> <li>・ 警察への通報基準を明確化する               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 受付を無視しての校舎等への侵入</li> <li>→ 退去の説得に応じようとしな</li> <li>→ 暴力的な言動、器物損壊</li> <li>→ 凶器、危険物の所持 等</li> </ul> </li> </ul>

☆不審者情報に係る関係機関等との連携

項 目		取り組むべき事項
1	警察等の関係機 関との連携及び 情報の早期把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察署との情報交換を密にし、確かな情報を的確に把握する</li> <li>・ 地域の防犯に関する団体やPTA・自治会等との連携を図る</li> </ul>
2	近隣の学校等と の情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不審者や事件・事故の情報については、他校種を含む近隣の学校等や市町村教育委員会と相互に緊密な情報交換が行える体制を整える</li> </ul>

☆多様な状況での安全確保

項 目		取り組むべき内容
1	授業開始前や放課後並びに休日の部活動時等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員による校内巡回体制の確立を図るとともに、児童生徒等の安全を常時確認する</li> <li>・休日の部活動等における緊急時の校内体制を整えるとともに、児童生徒等の参加状況を把握する</li> </ul>
2	授業中、昼休みや休憩時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員による校内巡回体制の確立を図るとともに、児童生徒等の安全を常時確認する</li> <li>・運動会や文化祭等の学校行事の場合には、教職員による役割分担を定め、保護者等の協力を得て、校舎内外の巡回等を実施する</li> </ul>
3	登下校時における安全確保	<p>ア 定められた通学路による登下校の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で定めた通学路での登下校の徹底を図る</li> <li>・集団や複数による登下校の徹底を図る</li> <li>・通学路において、人通りが少ない等、児童生徒等が登下校の際に、より注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、マップを作成・配布する等して注意を喚起する</li> </ul> <p>イ 緊急事態の際の対応の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険の回避、身近な者への連絡、学校や警察等への連絡を指導する</li> <li>・緊急事態が発生した場合、大声を出したり、身近な人に助けを求めたり、「こども110番の家」等の緊急避難場所に駆け込む等、安全を確保するよう指導の徹底を図る</li> <li>・「こども110番の家」等の緊急避難所マップを作成し、児童生徒等に周知徹底を図る</li> </ul>
4	校外での学習や学校行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認する</li> <li>・児童生徒等に対する事前の安全指導を十分行う</li> <li>・万一の事態が発生した場合の連絡方法等を定める</li> </ul>
5	学校開放時の安全への配慮	<p>ア 開放部分と非開放部分との区別の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分に表示板を設置する</li> <li>・非開放部分には、侵入防止のための施錠等を行う</li> <li>・児童生徒等へも周知する</li> </ul> <p>イ P T Aや地域住民等への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P T Aや地域住民等の協力を得て、校内巡回等を実施する</li> </ul>

☆学校施設面における安全確保

項 目		取り組むべき事項
1	安全点検表の見直しと安全点検及び迅速な補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な不審者の侵入を防ぐこと等の視点に立って安全点検表の見直しを図るとともに、それに基づき定期的に安全点検を実施し、不備な箇所は早急に改善を図る</li> </ul>
2	防犯システムの整備並びに点検及び管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災報知器、非常通報装置等の作動状況点検を実施し、教職員が防犯システムについて理解し、不測時の対応が速やかに行えるようにする</li> <li>・可能な範囲での、防犯システム（防犯カメラ、インターホン、玄関施錠システム等）の整備を行う</li> </ul>
3	死角等の再確認と解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の目が届きにくい場所や教職員の動線から外れる場所を調査・確認し、解消を図るように努める</li> <li>・樹木等の撤去や移動により死角の解消を図る</li> </ul>
4	出入口の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材準備や使用頻度が低い施設は、教職員による鍵の管理を徹底し、必要に応じて教職員がその都度開閉する</li> <li>・長期休業中等は、安全管理しやすいように校舎の出入口を限定する</li> </ul>

②家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

項 目		取り組むべき事項
1	家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会、面談等において、緊急事態についての学校での取組を説明するとともに、保護者に理解を求め協力を依頼する</li> <li>・学校周辺を徘徊する不審者等に関する情報の提供を依頼する</li> <li>・PTA組織に対して、通学路の安全点検への協力や安全確保の啓蒙を依頼する</li> </ul>
2	地域社会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換の場を設定し、緊急事態についての学校の取組を説明するとともに、地域の方々に理解を求め協力を依頼する</li> <li>・学校周辺を徘徊する不審者等に関する情報の提供を依頼する。</li> <li>・放課後等における学校周辺等のパトロールを依頼する</li> <li>・「こども110番の家」等、緊急時の避難場所の確認を行い、防犯を依頼する</li> <li>・警察や防犯協会等に対して、危険箇所や防犯についての診断等の協力を依頼する</li> </ul>



## (2) 通学路の安全管理

項 目		取り組むべき事項
1	通学路の設定と安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事情や防犯等を考慮し、教育委員会をはじめ関係機関等と協議し、可能な限り安全な通学路を設定する</li> </ul>
2	学校、保護者、地域が連携した通学路の点検・危険箇所の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T A 等地域と協力し、定期的に点検を実施し、危険箇所の把握に努めるとともに「安全マップ」等の見直しを行う</li> <li>・ 危険箇所については、教職員、児童生徒等、保護者等に周知する。また、管理者等への改善の要望を行う</li> <li>・ 児童生徒等から、通学路の状況について随時報告を受ける</li> </ul>
3	学校安全ボランティアや地域の関係機関等と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校、保護者、地域（防犯団体等）、警察等による連絡会を設置し、連携を密接にし、組織的、計画的、継続的な安全対策を行う</li> <li>・ 警察、見守り隊や近隣の学校と不審者情報等を共有し、児童生徒等及び保護者への注意喚起を常に行う</li> <li>・ 「市町村の安全メール」、警察の「ナポくんメール」等の情報を活用する</li> <li>・ 見守り隊と児童生徒等の対面式、交流会等の設定、登下校時におけるあいさつ運動を実施する</li> <li>・ 近隣小・中学校が連携し、安全マップや不審者情報共有、共同した学校安全活動の取組を行う</li> </ul>
4	生活安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察や見守り隊と協力した、防犯避難訓練や教室を計画的に実施する</li> <li>・ 児童生徒等へ、緊急時の対応方法を定着させる</li> <li>・ 児童生徒等への防犯に関する危険予測学習を実施する</li> </ul>
5	安全マップの作成による危険予測・回避能力を育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守り隊や保護者と共同による実地調査、地域の方等からの情報提供による「入りやすくて見えにくい場所」等の危険箇所を把握する</li> <li>・ 「暗くてさびしい道」「人気のない空き地」「大型車の通行量が多く注意」等、把握した情報を地図に書き込む</li> <li>・ 「交番」や「こども110番の家」等、安全を確保できる場所を明示する</li> </ul>

## 2. 生活安全（防犯以外）

学校生活の安全のためには、施設、器具、用具等、学校環境における安全管理が前提となるが、休憩時間、各教科等の学習時間等、児童生徒等の学校における全ての教育活動を学校生活の安全管理の対象とし、児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防ぐ必要がある。

### (1) 学校環境の安全管理

☆校舎内・園舎内の安全管理

対 象		項 目
1	学校・保育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具の破損、整理状態</li> <li>・エアコン等による温度管理（熱中症等の予防）</li> <li>・二酸化炭素の濃度</li> <li>・床や腰板の状態（滑りやすさ、破損等）</li> <li>・くぎやびょう等の突起物</li> <li>・教室の窓枠の破損</li> <li>・窓からの転落の危険性（構造上の問題として）</li> <li>・出入口の扉における危険の有無</li> <li>・机、戸棚、その他の備品の配置や机、いすの破損</li> <li>・施錠、錠の故障の有無 等</li> </ul>
2	廊下、ベランダ、階段、昇降口、非常階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下の窓枠の破損</li> <li>・フェンスの破損や劣化</li> <li>・廊下、階段、昇降口やベランダ等の不要物品の有無</li> <li>・雨天時の滑りやすさ 等</li> </ul>
3	便所、水飲み場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生状態、滑りやすさ（水飲み場、手洗い場等） 等</li> </ul>
4	屋上、バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェンスの高さ</li> <li>・床やフェンス、天窓等の破損や劣化</li> <li>・出入口の施錠 等</li> </ul>
5	給食室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や設備等の危険性（事故防止、火災防止等の観点から） 等</li> </ul>
6	特別教室等 （理科室、技術室、家庭科室、美術室、パソコン室、保健室等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実験用、実習用の危険薬品や危険物の保管</li> <li>・保健室の薬品の貯蔵と管理</li> <li>・電源やガス等の安全装置の作動性</li> <li>・危険標識等の整備</li> <li>・刃物類の管理</li> <li>・出入口の施錠</li> <li>・災害用の備蓄物の管理</li> <li>・パソコン利用に関わる情報の管理 等</li> </ul>
7	体育館、遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面や壁面（ステージを含む）</li> <li>・電源等の安全</li> <li>・体育施設や体育用具の破損や劣化</li> <li>・机、テーブル、いす等の備品の破損</li> <li>・大型遊具、楽器等の整理状態</li> <li>・ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態 等）</li> <li>・取付口や固定口の破損や劣化 等</li> </ul>

8	校舎・園庭等の外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎等の外壁の亀裂や剥落の危険性</li> <li>・表面仕上げ材の浮きや剥落の危険性</li> <li>・雨どいの破損 等</li> </ul>
---	-----------	---

☆校舎外・園舎外の安全管理

対 象		項 目
1	校地・園庭・運動場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂場における危険物の有無</li> <li>・校門等の施錠、錠の故障の有無、鍵の管理</li> <li>・地面の勾配や凹凸</li> <li>・地面の排水状態</li> <li>・危険物（ガラス、石、くぎ 等）の有無</li> <li>・フェンスやその支柱の破損や劣化</li> <li>・部外者や動物の侵入の有無 等</li> </ul>
2	遊具、体育等の固定施設・移動施設	<p>【遊具・固定施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄棒、ブランコ、滑り台、バックネット、防球ネットやその支柱等の破損や劣化</li> <li>・周囲の状態、放置状態、掲揚塔の破損や劣化 等</li> </ul> <p>【移動施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカー、バスケット、ハンドボール等のゴールポストの固定の状態</li> <li>・テント、展示物の破損や劣化</li> <li>・風雨等の自然環境の影響 等</li> </ul>
3	運動用具等の倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫や用具室の整理・整頓</li> <li>・倉庫の施錠、錠の故障、鍵の整理</li> <li>・石灰の保管状態や取扱い方</li> <li>・用器具等の保管状態や利用法</li> <li>・児童生徒等の出入の管理 等</li> </ul>
4	プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化・消毒装置、シャワー、洗眼器等の作動性</li> <li>・浄化・消毒装置、シャワー、洗眼器等の利用法</li> <li>・プールへの危険物や異物等の混入</li> <li>・プールの排水口の施錠</li> <li>・プールサイドやプール周辺の危険性</li> <li>・出入口等の施錠</li> <li>・プールの消毒薬の保管状態や取扱い方 等</li> </ul>
5	足洗い場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗い場における危険物の有無</li> <li>・周囲における障害物の有無</li> <li>・滑りやすさ</li> <li>・排水状態 等</li> </ul>
6	農場飼育場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の壁、板面の破損や劣化</li> <li>・柵やフェンスの破損や劣化</li> <li>・農機具等の整備</li> <li>・飼育場や倉庫の整理・整頓</li> <li>・出入口等の施錠 等</li> </ul>

☆災害発生に備えた安全管理

対 象		項 目
1	避難関連事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路における障害物の有無</li> <li>・防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性</li> <li>・防災施設や設備等の周辺の障害物の有無</li> <li>・自動火災報知設備や緊急放送設備等の動作性</li> <li>・避難器具の点検</li> <li>・発火しやすい薬品や灯油等の安全な保管</li> <li>・災害の状況、避難方法、避難経路等に関する校外機関との連絡体制、連絡機能 等</li> </ul>
2	転倒・落下等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室：戸棚、テレビ、パソコン、ピアノ、工作機械、実験器具、時計、掲示物、置物 等</li> <li>・廊下：棚、掲示物、額 等</li> </ul>

(2) 学校生活の安全管理

☆休憩時間

対 象		項 目
1	校舎内での活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具や施設の安全な利用</li> <li>・遊び等における行動の危険性</li> <li>・児童生徒等が使っている道具や遊具等の危険性（禁止されている物や危険な物の使用） 等</li> </ul>
2	運動場・園庭、体育館等での活動全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育動物の安全な扱い方</li> <li>・光化学スモッグや熱中症等の予防</li> <li>・運動や遊びの種類と場所の危険性</li> <li>・運動や遊びをしている児童生徒等と他の児童生徒等との間の危険性</li> <li>・休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動</li> <li>・人目に付きにくい場所での児童生徒等の行動</li> <li>・新しく流行している遊びの危険性 等</li> </ul>
3	暴 力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒等の個々の特性や相互の人間関係の把握</li> <li>・粗暴な言動、悪ふざけ、こぜりあい等の暴力の前兆の有無</li> <li>・発生時の対応策 等</li> </ul>

☆各教科等の学習時間

対 象		項 目
1	始業前・学習前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒等の心身の健康状態の把握</li> <li>・児童生徒等の服装</li> <li>・学習中に予想される危険性に対する準備（予防策、発生時の対応策、児童生徒等への注意喚起）</li> </ul>
2	施設・用具等の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、用具、教材、教具等の準備</li> <li>・施設や用具等の扱い方に関する児童生徒等の理解</li> <li>・施設や用具等の扱い方における危険性 等</li> </ul>
3	個別的配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用法の習熟に懸念のある児童生徒等の把握</li> <li>・当日の心身の健康状態や情緒安定に対する配慮 等</li> </ul>

☆園外保育、クラブ活動等、学校行事等の活動等

対 象		項 目
1	一般的安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動場所やその経路に関する事前の実地調査</li> <li>・校外活動における道中での児童生徒等の行動</li> <li>・参加した児童生徒等の人数の把握</li> <li>・学年、体力、技術等に差のある児童生徒等がともに行動することの無理や危険性</li> <li>・児童生徒等が自主的に行うことに対する安全管理上の配慮（最低限の管理の徹底、児童生徒等の自己管理の活用等） 等</li> </ul>
2	状況に応じた安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の場所、時刻、時間帯等における無理や危険性</li> <li>・児童生徒等の心身の健康状態の把握</li> <li>・自然環境の状態の把握（天候、温度、湿度、明るさ等：傷害防止及び光化学スモッグによる健康被害や熱中症の防止の観点から）</li> <li>・活動している児童生徒等同士の間での危険性</li> </ul>

☆学校給食

対 象		項 目
1	準備時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検食による異物等の確認</li> <li>・給食当番の服装、健康状態 等</li> </ul>
2	調理室からの受け渡し時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理室の窓口における危険の有無</li> <li>・食缶、食器の受け渡し、コンテナ移動等の際の危険の有無 等</li> </ul>
3	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬の方法における危険の有無</li> <li>・運搬の経路における危険の有無 等</li> </ul>
4	配膳時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配膳時の取扱い 等</li> </ul>

☆清掃活動等作業時

対 象		項 目
1	作業者の行動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道具や用具の使用法</li> <li>・ 作業時の服装</li> <li>・ 肥料や薬剤の扱い方（換気等も含む）</li> <li>・ 作業の方法や手順等における危険の有無 等</li> </ul>
2	場や周囲との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業している場所及びその周辺の危険性</li> <li>・ 作業している児童生徒等と他の児童生徒等との間の危険性 等</li> </ul>

### (3) 安全点検

学校保健安全法施行規則によれば、安全点検は、定期的、臨時的、日常的に行うこととされている。

**【学校保健安全法施行規則】**

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない。

第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

点検後は、点検の結果に応じて、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行う等の適切な措置を講じなければならない。事後措置が学校内で実施できない場合には、学校の設置者に速やかに報告することが必要である。特に、改善点を発見したが、直ちに改善することができない場合、危険箇所であることの看板設置やロープを張る等の立入禁止措置をしなければならない。

**【安全点検の留意事項】**

- 安全点検表を作成する
- 安全点検表の作成に当たっては、対象となる場所ごとに、点検の項目、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、事後措置の状況等を記録できるようにする
- 作成した点検表に基づき、十分な点検を実施する
- 点検結果は、校内の安全委員会等において情報共有する体制を整えるとともに、最終的な事後措置を講じる担当責任者を決めておく
- 必要に応じて専門家による安全点検を行う
- 点検が形骸化したりマンネリ化しないように、適宜担当場所を変える等、工夫する

## (4) 主な事故別の未然防止のための留意事項

### ☆転落事故防止

項 目		留 意 事 項
1	安全教育の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天窓やフェンス、外窓やベランダ、階段等の施設の安全な利用法、危険性を十分に理解させるとともに、危険な行動、利用をしないよう指導を徹底する</li> </ul>
2	安全管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上の管理については、通常は出入口を施錠・閉鎖し立ち入りを禁止する</li> <li>・防護柵、階段の手すり、窓枠等の保持部分については日常の点検を欠かさず行う</li> <li>・防護塀や柵等のない屋根、屋上は、児童生徒等には使用させない</li> <li>・防護柵のある屋上を授業等で使用する場合は、複数の教職員を配置するとともに、児童生徒等への安全指導を徹底する</li> <li>・屋上に天窓がある場合は、落下防止の対策を講じる。</li> <li>・文部科学省「学校における転落事故防止のために」（平成20年8月）等を参考にする</li> </ul>

### ☆遊具事故防止

項 目		留 意 事 項
1	安全教育の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具の安全な利用法、危険性を十分に理解させるとともに、危険な行動、利用をしないよう指導を徹底する</li> <li>・着衣やベルト等の巻き込みによる事故の可能性を指導する</li> </ul>
2	安全管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的、日常的な安全点検を必ず実施する。また、安全点検表を作成し、複数で確認する</li> <li>・安全点検のポイント <ul style="list-style-type: none"> <li>→目視：ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食、異物等の有無の点検</li> <li>→打音：ハンマー等で叩いて、損傷、剥離、腐食等の点検</li> <li>→振動：揺り動かして、接合部分、地下部分の緩み、ぐらつき等の固定不良の有無の点検</li> <li>→負荷：ぶら下がる、押す、引く、ねじる等の力を加え、耐力の状況を点検</li> <li>→作動：回転部分の油ぎれ、摩耗等による作動の偏りを点検</li> </ul> </li> <li>※「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月国土交通省）参照</li> </ul>

☆プール事故防止

項 目		留 意 事 項
1	安全教育の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・睡眠時間の確保、食事等の事前の体調管理や、十分な準備運動等、安全な行動の重要性について指導する</li> <li>・人員点呼（バディシステム等）の重要性を理解し、素早く、正確に点呼できるようにする</li> <li>・典型的な事故例を参考に、安全なプールの利用方法を指導する</li> </ul>
2	安全管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理については「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省、国土交通省）、「学校環境衛生の基準」及び「学校における水泳プールの保健衛生管理」等を参考として徹底を図る</li> <li>・プールの排水溝の蓋及び吸い込み防止金具をネジやボルト等で確実に固定する。また、固定箇所の腐食やゆるみ等について定期的に点検を行う</li> <li>・浄水装置等の附属設備についても定期検査はもとより始業時の点検を日頃から行う</li> <li>・プールの遊離残留塩素濃度は、プール使用前及び使用中1時間に1回以上測定し記録する</li> <li>・プール水等の排水については、事前に必ず水質検査を行い、残留塩素の低濃度を確認した上で放水する</li> <li>・プールの消毒薬の保管状況についても使用日ごとに確認する</li> </ul>
3	指導時の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水泳指導の手引（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）及び「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」（平成29年独立行政法人日本スポーツ振興センター）を参考とする</li> <li>・健康観察を十分に行い、常に人員確認を実施する</li> <li>・監視の責任者は教諭とし、プール全体が監視できるような人数を配置する</li> <li>・非常事態に備え、校内電話の設置や携帯電話等をプールに持参する</li> <li>・全教職員が、心肺蘇生法及びAEDの取扱い等を身に付ける</li> </ul>

☆水難事故

項 目		留 意 事 項
1	指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊泳禁止の湖沼、増水した河川には絶対に近寄らせない。</li> <li>・ため池や貯水池、立入禁止・遊泳禁止区域での遊泳、魚釣りをさせない</li> <li>・河原、河川付近でのキャンプや水遊びの際には、気象状況や上流ダムの情報に注意させる</li> <li>・「奈良県警察 水難事故対策のページ」（<a href="http://www.police.pref.nara.jp/0000000020.html">http://www.police.pref.nara.jp/0000000020.html</a>）や「奈良県 ストップ！水難事故！！」（<a href="http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=14677">http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=14677</a>）等を活用する</li> </ul>



☆熱中症

項目		留意事項
1	学校活動における事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「奈良県 学校における熱中症対策ガイドライン」等を参考に各校において、暑さ指数（WBGT）に基づく運動指針を作成する等、熱中症予防のための体制を整備しておく</li> <li>・「熱中症警戒アラート」を入手できるようにし、アラートが発表された際には原則運動を中止する等の対応を予め決めておく</li> </ul>
2	熱中症についての知識、応急手当の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症発症時の応急手当について、職員全員が理解しておく</li> <li>→日陰に寝かせ、衣服を緩め、水分や塩分を補給する</li> <li>→濡れタオルや氷等で体を冷やしたり、タオル等で風を送り、体温を下げる</li> <li>→応答が鈍い場合や意識が朦朧としている場合は、救急車を要請する</li> <li>→熱中症EAPを校内に掲示しておく 等</li> </ul>

【参考】熱中症警戒アラート情報の入手

○環境省公式 LINE アカウント

①リンクから登録  
リンク (<https://lin.ee/mj3KmWD>) より、友だち登録

②ID検索から登録  
「友だち追加」画面の「ID検索」より、「環境省」又は、「@kankyo\_jpn」と入力検索し友だち登録

③QRコードから登録  
「友だち追加」画面の「QRコード」より、右記のQRコードを読み取り友だち登録

熱中症警戒アラート（試行）が発表された際、お知らせメールが届きます（前日18時頃、当日7時頃）。

LINE公式アカウントは、身近な人へも簡単に紹介することができます。

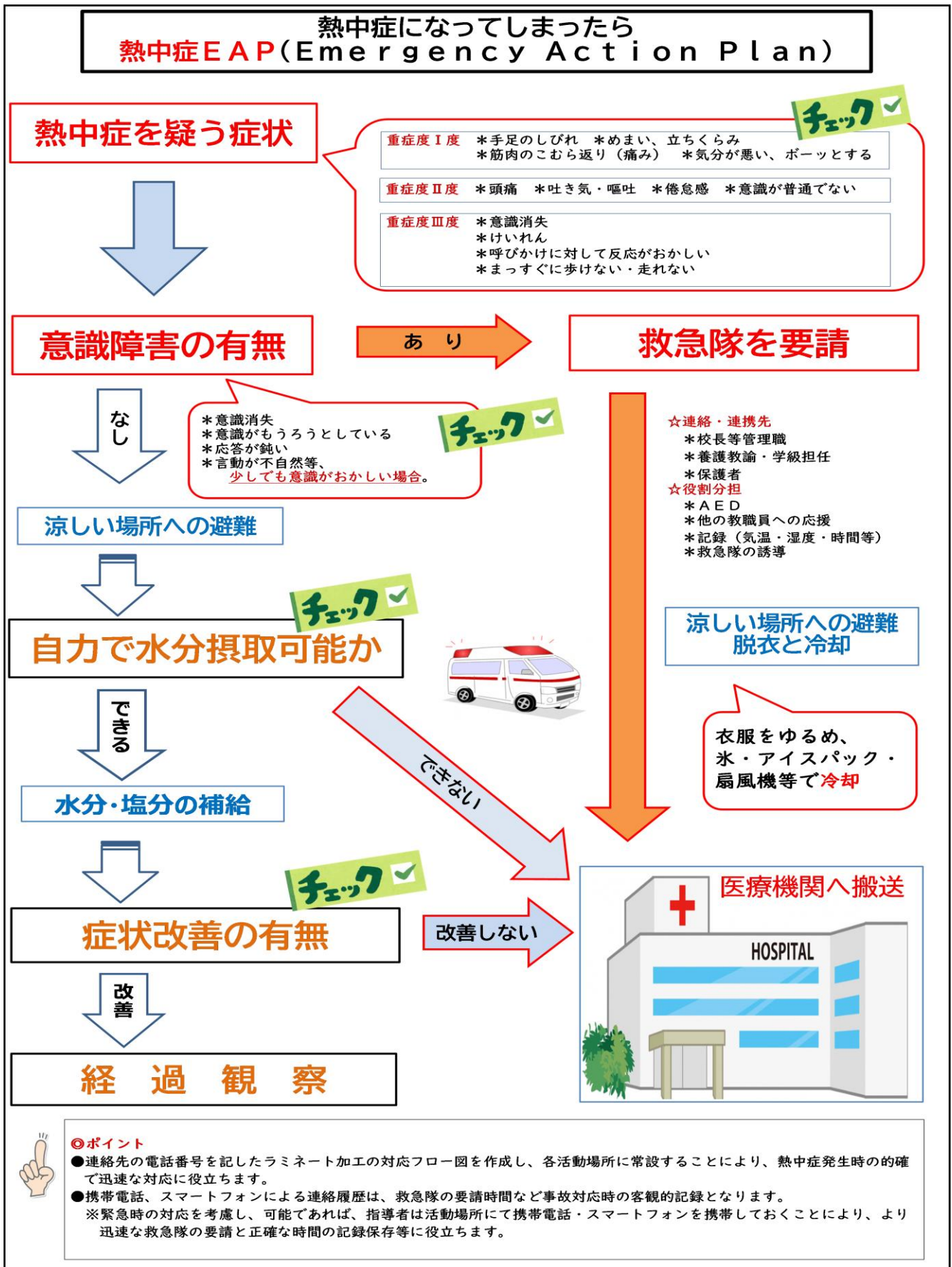
熱中症警戒アラート発表 友だちに教える

○環境省「熱中症予防情報メール」

観測地点を選択  
全国840地点から地点を選択可能 (5地点まで)

配信レベルを設定  
配信を受ける暑さ指数のレベルを5段階で設定 (5段階：危険、嚴重警戒、警戒、注意、すべて)

配信情報 (種類/時間) を設定  
・予測値 (配信時間) / 実況値 ( " )



### 3. 交通安全

交通安全については、児童生徒等に自らの命を守り、安全を確保するための意識付けを行った上で、信号機のあるところでは信号を守るといった基本的な交通ルールの教育や自らの命・安全を守るための交通行動を行うよう安全教育を計画的に進める必要がある。交通安全教育の機会には、登下校時のみならず校外学習時や部活動時における安全確保も対象となる。また、徒歩、自転車、バス、鉄道等の交通手段の特性や天候等も考慮した安全対策も必要である。特に、児童生徒等が様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるよう実践的な安全教育を進める必要がある。

#### (1) 通学通園路等の設定と安全確保

対 象		項 目
1	通学通園路等の設定	<p>【通学通園路等の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ歩車道の区別がある</li> <li>・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる</li> <li>・遮断機のない無人踏切を避ける</li> <li>・見通しの悪い危険箇所がない</li> <li>・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、もしくは、警察官等の誘導が行われたりしている</li> <li>・犯罪の可能性が低い 等</li> </ul>
2	通学通園路等の安全確保	<p>【交通事故防止等に関わる安全確保のための方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学通園路等を示す標識を適切な箇所に設置する</li> <li>・場所や状況により交通規制を要請する</li> <li>・特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する</li> <li>・保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する 等</li> </ul> <p>【防犯に関わる安全確保のための方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学通園路等を通っての登下校の指導</li> <li>・通学通園路等の要注意箇所や危険箇所の把握</li> <li>・通学通園路等の要注意箇所や危険箇所のマップ作成や児童生徒等への周知</li> <li>・「こども110番の家」等の登下校時等の緊急の際の避難場所の児童生徒等への周知</li> <li>・登下校時等の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）の指導</li> <li>・登下校時等の緊急の際の対処法の指導と訓練の実施 等</li> </ul>
3	通学通園路等の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「通学路交通安全プログラム」等に基づき、PTAや地域と協力して定期的に通学路の安全点検を実施し、常に危険箇所の把握をする</li> <li>・危険箇所を把握した場合には、速やかに管理者等に改善を要請する</li> <li>・事故の多発する場所や、交通量の多い危険箇所について、児童生徒等、保護者、教職員に周知する 等</li> </ul>

4	道路横断時の行動	<p>【道路横断時の安全確保のための行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信号機のある横断歩道を利用する際は、他の車両にも注意する等、安全を確認してから横断を始める。横断中も周りに気を付ける</li> <li>・ 信号機のない横断歩道を利用する際は、<u>横断する前に手をあげる等の合図をして、車両運転者に対し横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始める。</u>横断中も周りに気を付ける</li> <li>・ 車両運転者に横断の意思を示したことで車両が停止し、道路横断をゆずってもらった際には、車両運転者に対し、感謝の気持ちを行動で示す</li> </ul>
---	----------	--

## (2) 徒歩及びバス、鉄道等交通機関利用による通学通園路等の安全確保

対 象		項 目
1	一般的安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒等一人一人の通学方法の把握</li> <li>・ 集団登下校における集合場所の危険性や集団の人数の適切性</li> <li>・ 校外指導での家庭や地域の関係機関等との連携</li> <li>・ 校外指導の計画的実施</li> <li>・ 部活動等で下校時刻が遅くなる場合の下校の仕方（交通事情や防犯等への配慮）等</li> </ul>
2	通学方法等に応じた安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者から教員への児童生徒等の引き渡し</li> <li>・ 通学通園バス内の児童生徒等の置き去り防止、安全装置の装備、登降園（登下校）管理システム導入等</li> <li>・ 交通量の多い地域での対処（登下校時間帯における車両進入禁止区分等の設定）</li> <li>・ バス、電車等の利用者への安全確保に関する周知（乗降時や乗車中の行動、降車後の横断や移動）</li> <li>・ 他の歩行者、特に高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮等</li> </ul>
3	悪天候や自然災害発生時における安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報や災害情報の入手</li> <li>・ 状況に応じた臨時休校、登下校時刻や通学順路の変更等の対処</li> <li>・ 状況に応じた保護者の同伴登下校、教職員の引率等の対処等</li> </ul>

## (3) 自転車通学の安全確保

対 象		項 目
1	通 学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車通学に関するきまり等の設定</li> <li>・ 保護者に対する自転車賠償責任保険等に関する情報提供 等</li> </ul>

2	点検・駐車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校時の歩行者と自転車等の混雑や交錯の回避（駐車場や経路等の調整）</li> <li>・定期的な点検と不良箇所の修理</li> <li>・自転車置き場の使用法（使用場所や禁止場所の遵守、整理等）等</li> </ul>
3	乗車時の行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルメットの着用</li> <li>・雨天時の服装（雨具の着用、傘差し運転の禁止）</li> <li>・防犯登録、自転車賠償責任保険への加入</li> <li>・悪天候、濃霧、薄暮等の交通環境の変化に対応した安全な走行</li> <li>・交通法規の遵守：スピード抑制、無灯火や二人乗りの禁止</li> <li>・歩行者、特に高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮や注意</li> <li>・「自転車安全利用五則」の遵守 等</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先</li> <li>2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認</li> <li>3 夜間はライトを点灯</li> <li>4 飲酒運転は禁止</li> <li>5 ヘルメットを着用</li> </ol> </div>

#### (4) 二輪車（定時制高等学校等における）による通学の安全確保

対 象		項 目
1	通 学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二輪車を使用した通学に関するきまり等の設定 等</li> </ul>
2	点検・駐車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校時の歩行者と車両等の混雑や交錯の回避（駐車場や経路等の調整）</li> <li>・定期的な点検と不良箇所の修理</li> <li>・車両置き場の使用法（使用場所や禁止場所の遵守、整理等） 等</li> </ul>
3	乗車時の行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルメットの着用</li> <li>・任意保険への加入</li> <li>・悪天候、濃霧、薄暮等の交通環境の変化に対応した安全な走行</li> <li>・交通法規の遵守</li> <li>・歩行者、特に高齢者、幼児、障害のある人たち及び自転車、他の車両等への配慮や注意 等</li> </ul>

## 4. 災害安全

災害発生に備えた安全管理としては、火災や地震、火山活動等の災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。これらについては、警察、消防等関連機関との連絡体制を含めて検討する必要がある。また、災害発生時に学校が避難所になる場合も想定しておく必要がある。

### (1) 地震

項 目		留 意 事 項
1	防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常日頃より、教職員の危機管理意識を高めるとともに、地震対応マニュアル等を基に防災体制を確立する</li> <li>・ 校舎の耐震性や避難経路の安全性を踏まえた避難方法を定めておく</li> </ul>
2	施設・設備の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転倒や落下の可能性のあるものの除去や、落下防止策等、安全確保に努める</li> <li>・ 本棚やテレビ、清掃用具入れ、灯油タンク、ガスボンベ等、校舎内の施設・設備について転倒・落下防止策を施す</li> <li>・ 避難経路となる廊下や階段、出入口等には避難の障害となる物が置かれていないか常日頃より点検を行う</li> </ul>
3	実践的な避難訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時に児童生徒等が落ち着いた行動が取れるよう、普段から緊急時の安全な行動の取り方について理解させておく</li> <li>・ 緊急地震速報等を活用した避難訓練等、様々な場面を想定した避難訓練を実施する</li> </ul>

### (2) 火災

項 目		留 意 事 項
1	防火体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常日頃より、火気使用責任者を中心に、教室や特別教室の火気点検を行うとともに、消火器の所在や使用法を熟知しておく</li> <li>・ 避難経路の指示、約束事の掲示、出入口の安全確保を行う 消防署への通報、初期消火、避難誘導、重要書類の搬出、救護等の役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしておく</li> </ul>
2	施設・設備の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気の近くに燃えやすいものが置かれていないか等、校舎内の施設・設備について常に火気点検を行う</li> <li>・ 灯油タンク、ガスボンベや燃料倉庫等、施設・設備について防火対策を施す</li> <li>・ 避難経路となる廊下や階段、出入口等には避難の障害となる物を置かない</li> </ul>
3	実践的な避難訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時に児童生徒等が落ち着いた行動が取れるよう、普段から緊急時の安全な行動の取り方について理解させておく</li> <li>・ 多様な時間や出火場所を想定した避難訓練等、様々な状況を想定した避難訓練を実施する</li> </ul>

### (3) 落雷・突風

項 目		留 意 事 項
1	落雷、突風等異常気象による事故の脅威の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外での活動中に、落雷や突風によるテントの倒壊等の事例を示し、危険を予測・回避することの大切さについて児童生徒等、保護者、教職員に周知する</li> </ul>
2	屋外活動時の留意点の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外活動時の留意点について教職員で共通理解し、指導する               <ul style="list-style-type: none"> <li>→屋外での授業、体育大会・各種競技大会の実施及び開催に当たっては、事前に気象情報を入手する</li> <li>→雷注意報や竜巻注意報に留意し、発表された際は、参加者の安全確保を最優先にし、活動を中止する（中止決定までの手順をフローチャート等にまとめておく）</li> <li>→大気が不安定なため、竜巻・雷雨の発生等、急激な天候の変化が予想される場合は、予め避難方法等について教職員の共通理解を図っておく</li> <li>→テント等の設営は十分配慮する</li> </ul> </li> </ul>

### (4) 風水雪害・土砂災害

項 目		留 意 事 項
1	安全体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風水雪害・土砂災害時の登下校方針や避難体制を明確にし、危機管理マニュアルに掲載する</li> <li>・危機管理マニュアルには避難所等も掲載する。 「奈良県防災ポータル」 (<a href="http://www.bosai.pref.nara.jp/pc/topdis-nara.html">http://www.bosai.pref.nara.jp/pc/topdis-nara.html</a>) 等を活用し、日常から危険箇所を把握し、安全マップに掲載し、避難方法等を考えておく               <ul style="list-style-type: none"> <li>→河川、ため池等の氾濫の恐れがある場所</li> <li>→崖崩れ等の土砂災害の起こりやすい場所</li> <li>→道路が浸水しやすい場所</li> <li>→暴風時に倒木等の被害の恐れがある場所 等</li> </ul> </li> <li>・危機管理マニュアルに基づき、学校と地域の実情に応じて避難訓練を実施する</li> </ul>
2	緊急時の対応の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風の接近等、緊急時の対応について、事前に児童生徒等や保護者に伝えておく</li> <li>・登校前の時点で災害の恐れがある場合は、地域の状況により登校の可否を決定し、一斉メール等によって速やかに連絡する</li> <li>・状況により、保護者の同伴登下校、教職員の引率等について考慮する</li> <li>・下校させる場合には、気象状況、通学通園路等の状況等を確認し、下校のタイミングを的確に判断する</li> <li>・早めの下校を実施し、危険な状況下での下校はさせない</li> </ul>



3	天候回復後の安全点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設・設備を点検し、安全確認を行い、必要に応じて適切な措置を講じる</li> <li>・ 飲料水について、必ず安全確認を行う。また、学校給食についても、施設・設備の衛生管理を徹底する</li> <li>・ 通学通園路等の安全点検を行い、状況によっては経路の変更を行う等、適切な措置を講じる</li> </ul>
---	------------	--

## 5. 避難所としての学校の対応

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主防災組織等と施設管理者の協力を得て行われる。避難所の運営管理等は本来的には市町村防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の運営管理等について中心的な役割を担う状況が考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する場合も含め、事前に教育委員会、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、施設利用計画の策定等）に関して確認しておく等、できる限り地域住民等が主体的に運営できる状況をつくっておくことが重要である。

### 【児童生徒等が在校している場合の例】

- ・ 児童生徒等の在校中に災害が発生した場合は、児童生徒等の安全の確保を第一に対応する
- ・ 被害の状況を踏まえながら、校長の指揮の下、教職員は避難所の開設にも協力する

### 【児童生徒等が在校していない場合の例】

- ・ 教職員は、児童生徒等の安否確認、教育活動の早期再開に係る業務が優先される
- ・ その業務が終了、又は、業務に余裕ができたところで避難所の運営に協力することが可能となり、避難所の運営主体である災害対策担当者や避難者の自治組織等を補助することになる
- ・ 休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合、教職員の参集に時間を要することも考慮する必要がある

なお、学校施設が避難所となった場合等のために、非常用物資を学校施設の一部に備蓄している学校もある。食糧、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、予め定めておくことが必要である。また、児童生徒等が学校に待機する場合の食糧等の物資は、それらとは別に備蓄又は調達する方法を考えておく必要がある。



## Ⅱ 緊急事態発生時の危機管理

# 1. 基本的対応

## (1) 校内危機対応組織

○緊急事態発生時は、全教職員が協力し、組織的に危機対応に当たる。

○危機対応には、危機管理を担当する組織（対応本部）と心のケアを担当する組織が必要である。

【例】

☆組織

		役割分担		担当
総括		責任者	全体指揮	① 校長 ② 教頭
危機管理	①	学校安全 (危機管理)	学校安全担当	教頭、生徒指導主事、保健・安全主任 ※教育委員会職員
			情報管理担当	教務主任、進路指導主事
			庶務担当	事務長（事務室）
	②	報道	報道担当	校長、教頭、教務主任 等 ※教育委員会職員
	③	保護者	保護者担当	教頭、学年主任
個別担当			担任等	
ケア	①	学年	学年担当	学年主任（教務主任）、担任、副担任
	②	ケア	ケア担当	学校医、養護教諭、教育相談担当 等

☆役割

区分	内容
責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案の全体把握と対応決定</li> <li>・ 警察、教育委員会との連携</li> <li>・ 被害者、被災者への対応</li> <li>・ 保護者対応、報道対応 等</li> </ul>
学校安全 (危機管理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新情報の把握</li> <li>・ 学校内外の安全状況の把握</li> <li>・ 保護者、関係機関、報道等への連絡・通知等</li> <li>・ 報告準備</li> <li>・ 記録（時系列）の整理</li> <li>・ 食事等補給 等</li> </ul>
報道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道対応準備</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該保護者への状況説明</li> <li>・ 全保護者への緊急連絡網による不安軽減</li> <li>・ 緊急保護者会や通知文の準備 等</li> </ul>

学 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童生徒等への付き添い、見舞い</li> <li>・学年児童生徒等の状況把握と不安軽減 等</li> </ul>
ケ ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急手当</li> <li>・学校医・医療機関等との連絡調整</li> <li>・ハイリスク児童生徒等の把握（ケア会議）</li> <li>・教育相談等のケア活動</li> <li>・長期的ケアの計画 等</li> </ul>

## （２）緊急時の連絡体制

- 迅速・確実な連絡体制を整備する。
  - ・教職員・関係機関等の連絡先一覧を職員室等に掲示しておく。
  - ・校内及び関係機関等への連絡システムをフローチャート等にまとめておく。
  - ・避難訓練等で、連絡体制についても確認する。
- 適切に対処する。
  - ・警察、消防、教育委員会等への連絡すべき事項の文例等（5W1Hを基本）を明示する。
- 関係保護者へ迅速に連絡する。
  - ・緊急事態発生の第一報入手後、5W1Hに留意しながら、関係保護者に連絡する。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。
  - ・加害児童生徒等がいる場合、早期に家庭と連携し、適切な対応を支援する。
  - ・校内に、加害者・被害者の当事者がいれば、双方の保護者と連携し、解決に向けて支援する。

## （３）避難・登下校の対応

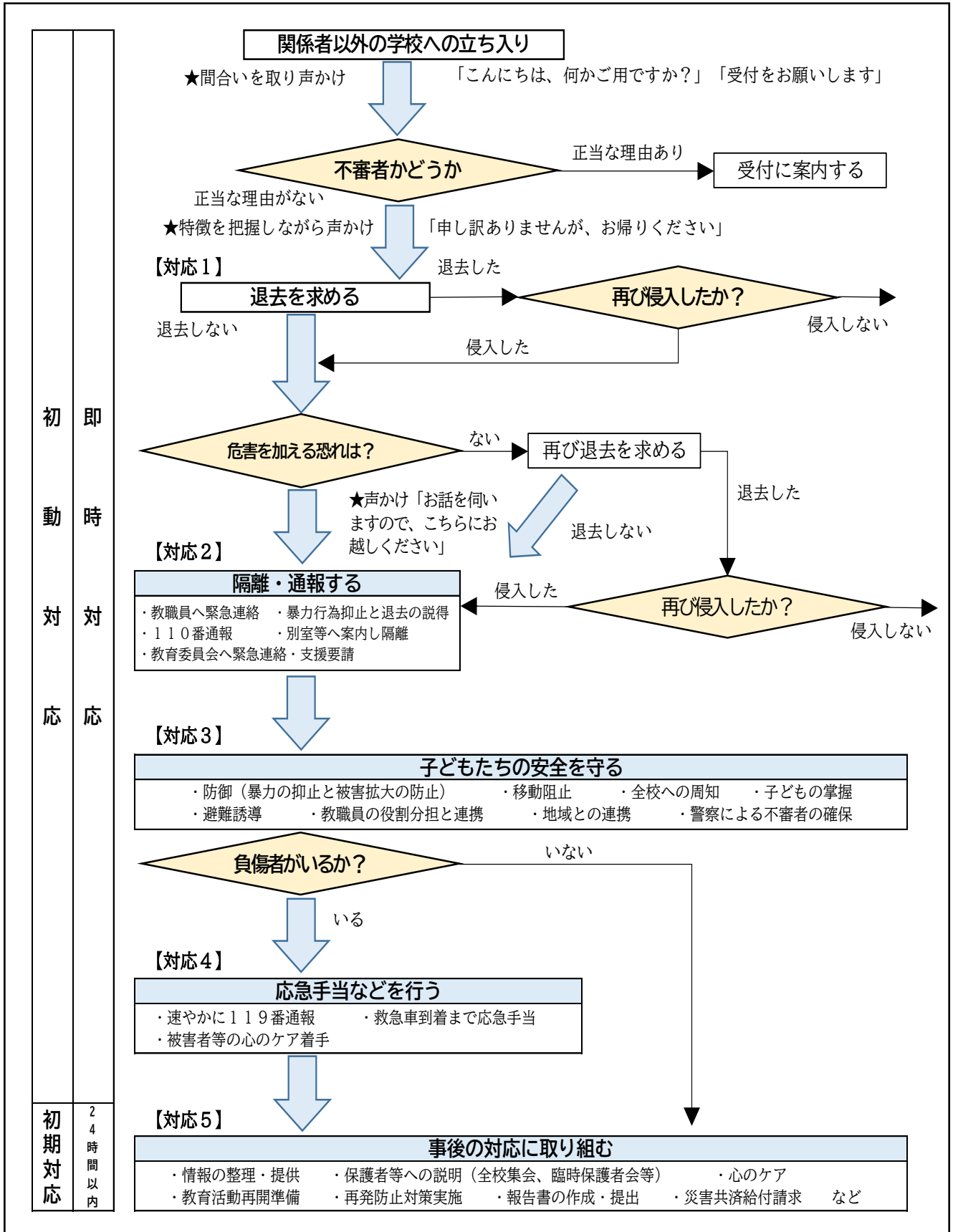
- 避難誘導の方法や経路等を明確にする。
  - ・児童生徒等を発生源から遠ざけ、安全な場所へ誘導し、生命の安全を確保する。
  - ・児童生徒等が悲惨な状況を見ないように配慮する。
  - ・校内放送等の指示により、定められた場所へ、迅速かつ安全に避難する。
  - ・避難経路は、災害時に本当に安全か、十分に確認しておく。
  - ・名簿により、確実な人員把握をする。
  - ・避難場所で、児童生徒等の不安の軽減を図る。
  - ・想定される災害ごとに、児童生徒等への指示事項を明確にする。
- 緊急時の児童生徒等の登下校対応について明確にする。
  - ・緊急事態発生時は、児童生徒等の登下校について、特に留意する必要がある。
  - ・災害時は、保護者またはそれに代わる人へ児童生徒等を直接引き渡し、引き渡し証等で記録を残す。

## （４）児童生徒等・保護者への対応

- 緊急事態発生時においても、保護者と十分な連携を図る。
  - ・個人情報等に配慮しながら、正確な情報を提供し、学校等の今後の対応を説明し、児童生徒等・保護者の不安を軽減する。
  - ・事後対応への協力を仰ぐとともに、個別相談等に積極的に応じる。
- 重大事故は緊急集会（児童生徒等・保護者）等により、児童生徒等・保護者へ説明する必要がある。
  - ・重大事故発生時は、早期に家庭への連絡や緊急保護者会を実施する。保護者会は、PTA会長等の協力の下に実施する。
  - ・緊急児童生徒等集会では、事故の概要、学校の思い、相談窓口等について説明する。
  - ・緊急保護者会では、事故の概要、児童生徒等の様子、学校の思い、家庭での児童生徒等への配慮事項、相談窓口等について説明する。通知文の内容も同様である。

## 2. 対処要領

### (1) 不審者侵入時

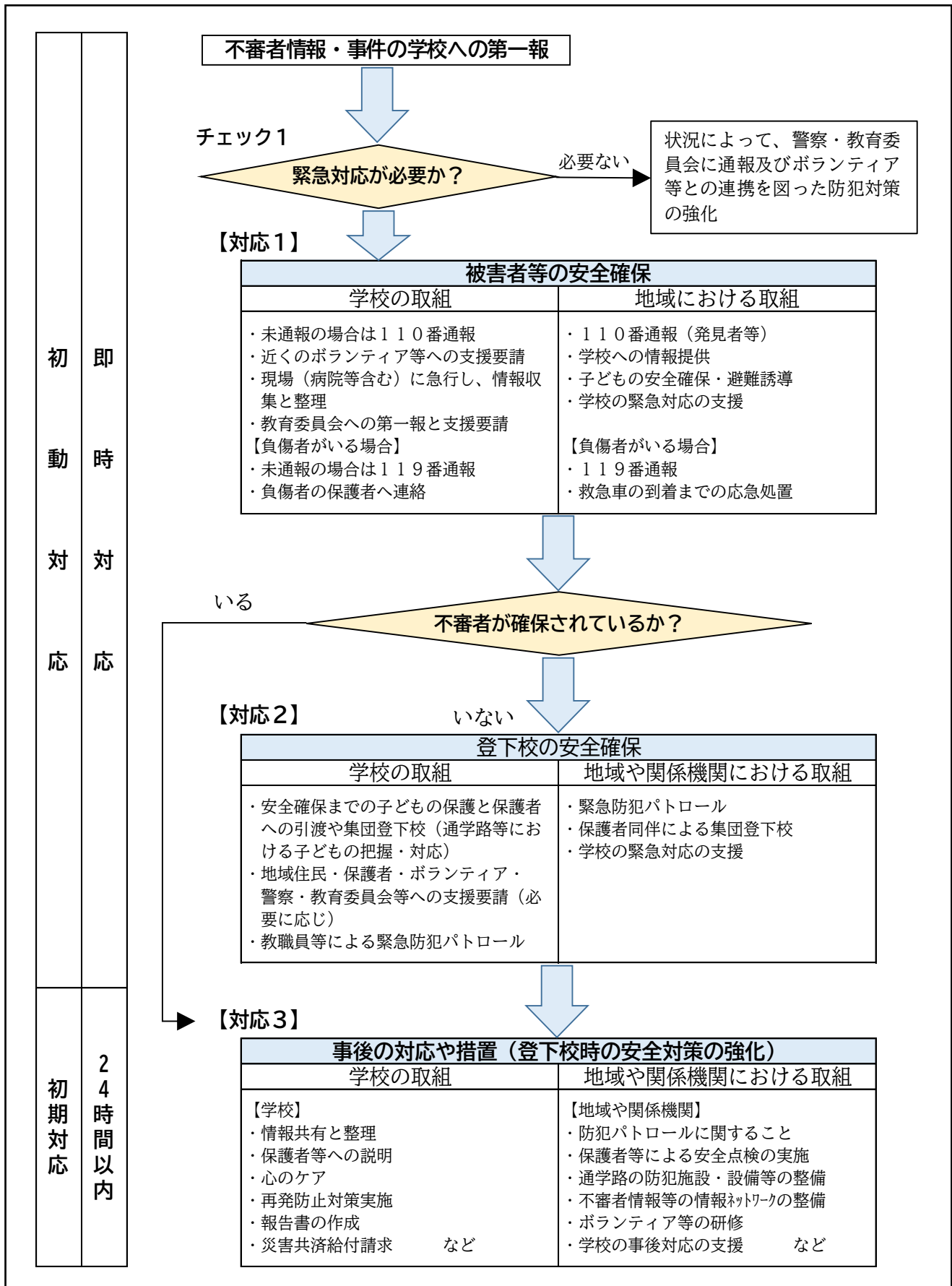


☆不審者侵入時対応の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒等の安全確保を最優先させる</li> <li>・危機管理マニュアル等に基づき、侵入者の動向を把握するとともに、児童生徒等の安全な避難誘導に努める</li> </ul>
2	教職員への緊急連絡及び警察などへの緊急通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災報知器、携帯用防犯ブザー等により緊急事態発生を知らせる</li> <li>・速やかに事態を把握し、校内放送等により、正確な情報を伝達するとともに、警察等に通報する</li> <li>・管理職は、情報の集中化を図り明確な指示を行う</li> </ul>
3	発生現場への救援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理マニュアル等に基づき、事態の把握、伝達、避難誘導、応急手当等の救援活動を行う</li> <li>・発生場所での正確な事態を把握し、児童生徒等の安全確保に努める</li> </ul>
4	近隣の学校等への連絡・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の学校等との緊急通報体制に基づき、早急かつ正確な情報の伝達に努める</li> </ul>
5	管轄する教育委員会への連絡等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者情報を直ちに連絡するとともに、学校の対応について報告し、必要に応じて指示を仰ぐ等、協力を求める</li> </ul>
6	その他の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに不審者侵入事案対策本部等を設置し、児童生徒等の安全確保を図るとともに、対応策について検討する</li> <li>・保護者へ速やかに連絡する</li> <li>・登下校の指導を行う</li> </ul>

※不審者による学校への侵入対応については、各学校の実情に応じた校内体制を整備し、具体的な行動が分かるフローチャート等を教職員の目の届くところに掲示し周知する。

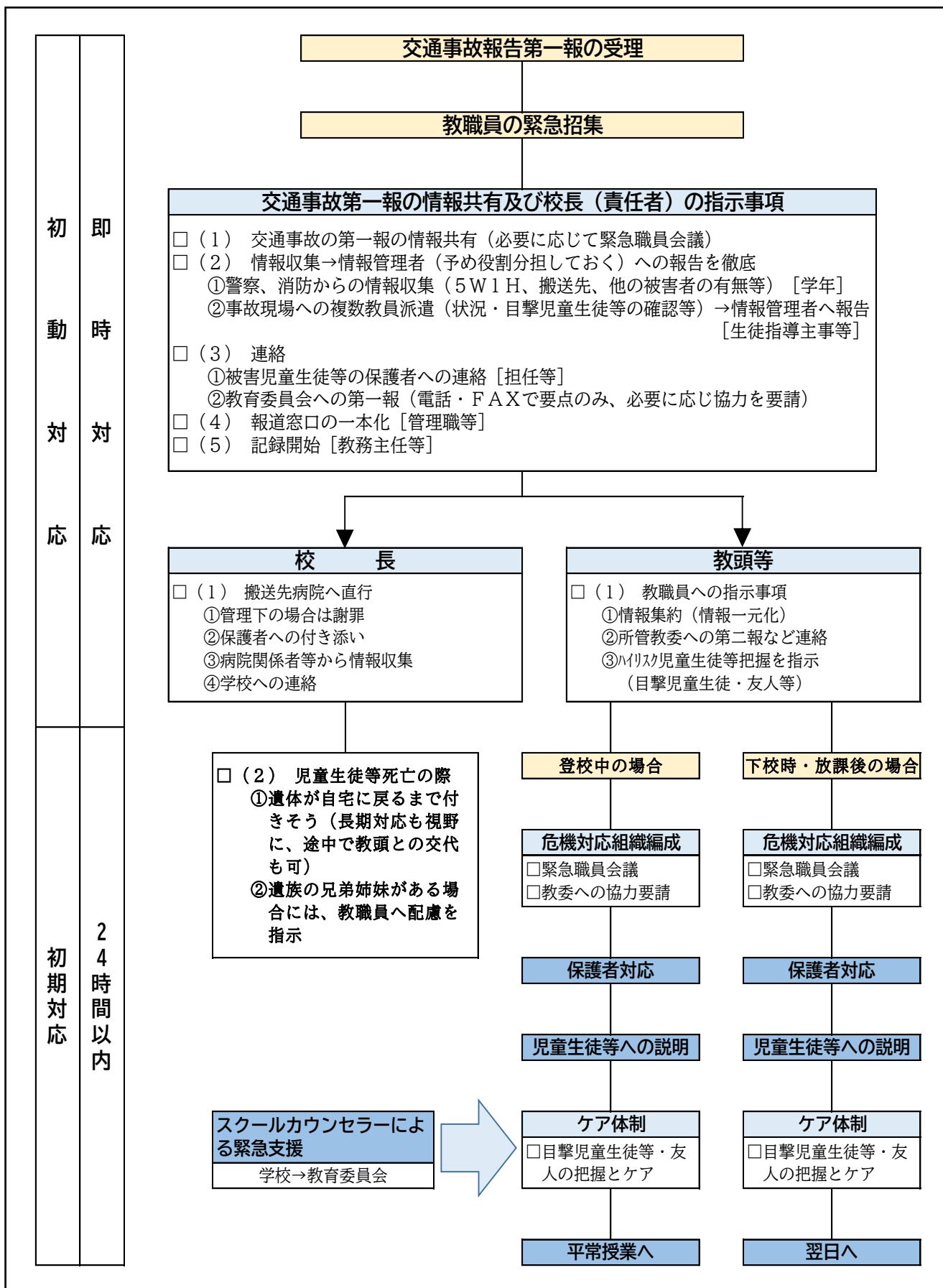
## (2) 不審者事案（登下校時）



☆登下校時対応の留意事項

項目		留意事項
1	緊急対応の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェックする</li> </ul>
2	被害者等の安全確保	<p>【学校の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察に通報されていない場合は、「110番」通報する</li> <li>・ボランティア等に、電話・電子メール等で支援を依頼する</li> <li>・子ども（周辺の子ども含む）や不審者の現状、対応状況等について情報を収集し、整理する</li> <li>・不審者が近辺にいると考えられる場合には、警察が到着するまでの間、子どもの安全確保を図る</li> <li>・管轄する教育委員会に概要を報告するとともに、適宜報告し助言を得る</li> <li>・負傷者の有無を確認し、負傷者がいれば直ちに、「119番」通報し、応急手当を行う</li> <li>・負傷した子どもの保護者に、負傷の状況の概要や搬送先病院名を連絡する</li> </ul> <p>【地域（地域住民・保護者・ボランティア等）における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察に「110番」通報するとともに学校に連絡する</li> <li>・警察が到着するまでの間、子どもの安全確保を図る</li> <li>・負傷者の有無を確認し、負傷者がいれば直ちに「119番」通報し、応急手当を行う</li> <li>・学校が行う緊急対応を支援する</li> </ul>
3	不審者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者が確保されているか警察等に確認する</li> </ul>
4	登下校の安全確保	<p>【学校の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの現在の状況（登下校中・登校前・帰宅後等）を把握する</li> <li>・下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機させる</li> <li>・子どもだけでの登下校が難しい場合には、保護者への引渡しや保護者の引率による集団登下校を行う</li> <li>・警察には情報の提供と緊急の防犯パトロール等を要請する</li> <li>・保護者、現場や危険のある場所に近いボランティア、地域防犯関係者等に、防犯パトロールの実施を要請する</li> <li>・教育委員会に、域内の学校に対する情報提供や警察等との連絡・調整を要請する</li> <li>・必要に応じ教職員等による緊急防犯パトロールを実施する</li> </ul> <p>【地域（地域住民・保護者・ボランティア等）における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の安全点検を実施し、不審者の発見や情報収集を行う</li> <li>・子どもの登下校時刻に合わせた防犯パトロールを実施する</li> <li>・学校が行う緊急対応を支援する</li> </ul>

### (3) 交通事故発生時

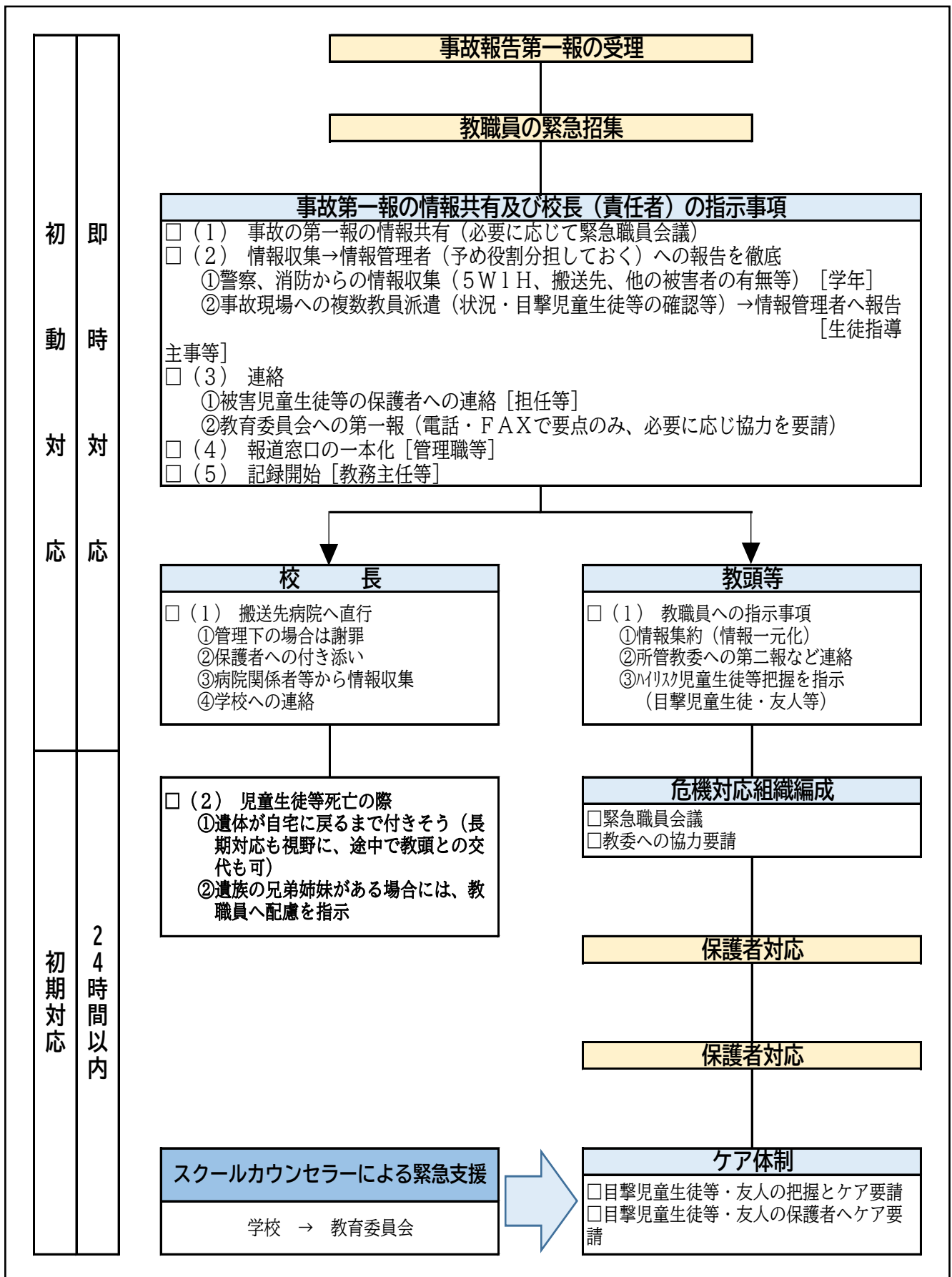




☆交通事故発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	事実確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生の連絡が入ったら、緊急通報の必要性の有無を判断すると同時に直ちに管理職へ報告し、複数の教職員で現場へ急行する</li> <li>・周囲に児童生徒等がいた場合には、落ち着かせ、安全な場所へ避難させる</li> </ul>
2	緊急通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察「110番」、救急「119番」へ通報し、状況を説明する</li> <li>・事故を目撃した児童生徒等へ警察からの事情聴取がある場合は、必ず教職員が立ち会う</li> </ul>
3	保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童生徒等の保護者に状況を連絡する</li> </ul>
4	管轄する教育委員会への連絡等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故について連絡するとともに、学校の対応について報告し、必要に応じて協力を求める</li> </ul>
5	教職員による対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職は、役割分担に基づき学校の対応を指示する</li> </ul>
6	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察と連携しながら、事故に至った経緯、情報を可能な限り収集する</li> </ul>
7	被害児童生徒等を訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童生徒等のいる病院または家庭を訪問し、容体・状況の把握をする</li> </ul>
8	事故の概要についての把握・整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の全容等収集した情報を整理する</li> <li>・管理職、生徒指導主事、保健主事、学年主任、PTA役員等で今後の対応について話し合う</li> </ul>
9	状況の説明 (保護者会の開催、報道機関への情報提供)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う</li> <li>・児童生徒等のプライバシーの保護には十分配慮する</li> </ul>
10	事故の再発防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止のため、全校集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えるとともに、交通安全に関する指導を徹底する</li> </ul>
11	報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故報告書を作成し、管轄する教育委員会へ報告する。</li> <li>・事故を目撃した児童生徒等に対しては、関係機関等と連携しながら個別指導による心のケアに努める</li> </ul>
12	災害共済給付等の請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する</li> </ul>

(4) 事故発生時（転落・遊具・プール・水難事故等）



☆事故発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	事実確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生の連絡が入ったら、緊急通報の必要性の有無を判断すると同時に直ちに管理職へ報告し、複数の教職員で現場へ急行する</li> <li>・周囲に児童生徒等がいた場合には、落ち着かせ、安全な場所へ避難させる</li> </ul>
2	緊急通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察「110番」、救急「119番」へ通報し、状況を説明する</li> <li>・事故を目撃した児童生徒等へ警察からの事情聴取がある場合は、必ず教職員が立ち会う</li> </ul>
3	保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童生徒等の保護者に状況を連絡する</li> </ul>
4	管轄する教育委員会への連絡等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故について連絡するとともに、学校の対応について報告し、必要に応じて協力を求める</li> </ul>
5	教職員による対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職は、役割分担に基づき学校の対応を指示する</li> </ul>
6	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察と連携しながら、事故に至った経緯、情報を可能な限り収集する</li> </ul>
7	被害児童生徒等を訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童生徒等のいる病院または家庭を訪問し、容体・状況の把握をする</li> </ul>
8	事故の概要についての把握・整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の全容等収集した情報を整理する</li> <li>・管理職、生徒指導主事、保健主事、学年主任、PTA役員等で今後の対応について話し合う</li> </ul>
9	状況の説明 (保護者会の開催、報道機関への情報提供)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う</li> <li>・児童生徒等のプライバシーの保護には十分配慮する</li> </ul>
10	事故の再発防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止のため、全校集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えるとともに、安全に関する指導を徹底する</li> </ul>
11	報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故報告書を作成し、管轄する教育委員会へ報告する</li> <li>・事故を目撃した児童生徒等に対しては、関係機関等と連携しながら個別指導による心のケアに努める</li> </ul>
12	災害共済給付等の請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意または自賠責保険の請求が優先される。この請求ができない場合等は、日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付等のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する</li> </ul>

## (5) 熱中症発生時

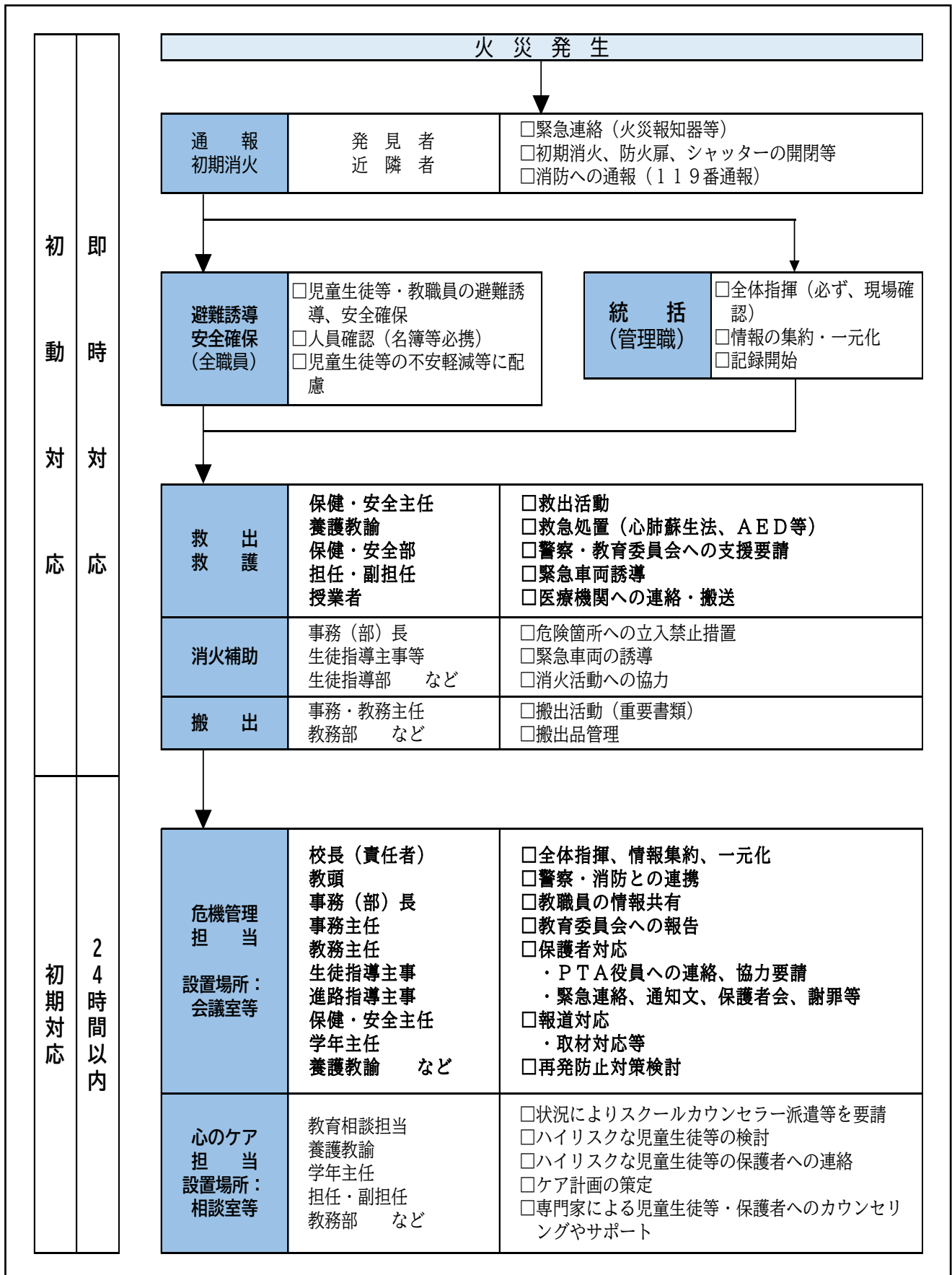
対応の流れについては、

「熱中症EAP」（本書P. 37）を参照

### ☆事故発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	保護者への連絡	・被害児童生徒等の保護者に状況を連絡する
2	管轄する教育委員会への連絡等	・事故について連絡するとともに、学校の対応について報告し、必要に応じて協力を求める
3	被害児童生徒等を訪問	・被害児童生徒等のいる病院または家庭を訪問し、容体・状況の把握をする
4	事故の概要把握・整理	・事故の全容等収集した情報を整理する
5	事故の再発防止対策の実施	・再発防止のため、全校集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えるとともに、安全に関する指導を徹底する
6	報告書の作成	・事故報告書を作成し、管轄する教育委員会へ報告する ・個別指導による心のケアに努める
7	災害共済給付等の請求	・日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付等のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する

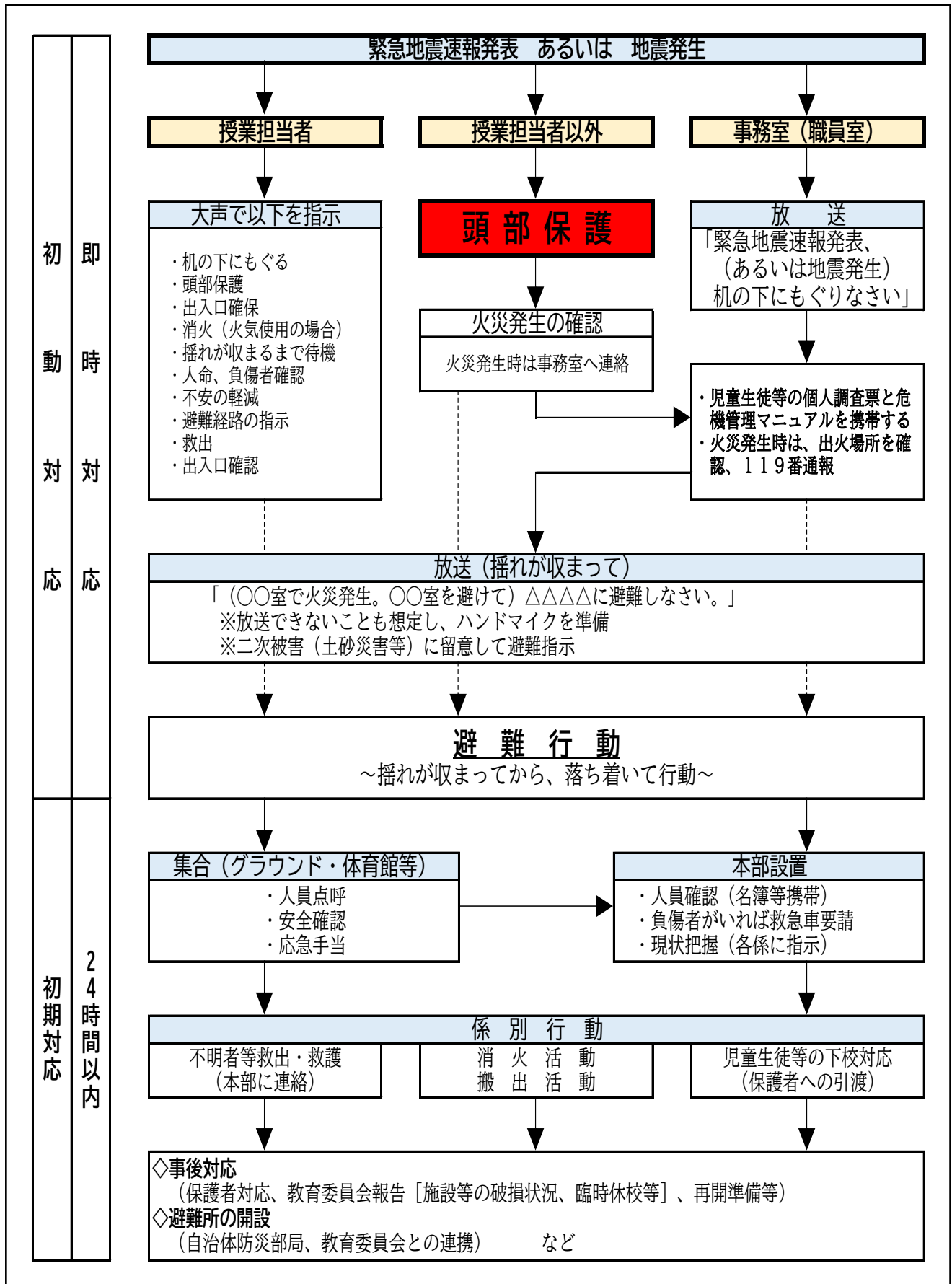
## (6) 火災発生時



☆火災発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	火災発生・発見	・非常ベル等により火災の発生を直ちに伝えるとともに、応援を要請する
2	児童生徒等の安全確保	・周囲の児童生徒等を落ち着かせ、避難させる。負傷者がいる場合は、直ちに火災現場から搬出し、応急手当を行う
3	初期消火・通報	・火災の連絡を受けたら直ちに消防「119番」へ通報する ・応援要請を受けた教職員は、消火器を持ち現場へ急行し、初期消火に当たる
4	避 難	・教職員の役割分担に基づき、安全な避難経路を確認した上で、避難・誘導及び搬出、人員確認（名簿必携）をする ・所在不明の児童生徒等がいる場合には、管理職の指示のもと、状況に応じて複数で搜索する
5	避難後の安全確保	・負傷者の確認と応急手当、警察、医療機関へ連絡する ・児童生徒等の不安に対処する ・児童生徒等を把握する（勝手な行動をさせない）
6	保護者への連絡	・一斉メール等により、状況を保護者へ連絡する
7	管轄する教育委員会への連絡等	・管理職は、教育委員会へ第一報をいれる ・必要に応じて教育委員会へ職員の派遣を要請するとともに、今後の対応について相談する
8	報道機関への対応	・窓口を一本化して対応する（管理職等）
9	対策本部の設置 情報収集 火災の概要についての把握・整理	・本部を設置し、役割分担に基づき行動する ・警察、消防と連携しながら火災に至った経緯、状況を可能な限り情報収集し、整理する ・管理職、生徒指導主事、保健主事、学年主任、PTA役員等で今後の対応について話し合う
10	状況の説明 (保護者会の開催・報道機関への情報提供)	・PTA役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う ・児童生徒等のプライバシーの保護には十分配慮する
11	教育再開準備及び事故の再発防止対策の実施	・役割分担に基づき、教育再開準備、再発防止のための指導を行う
12	報告書の作成	・事故報告書を作成し、管轄する教育委員会へ報告する

# (7) 地震発生時



☆地震発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確に指示する（頭部の保護、机の下等への避難など児童生徒等への対応）</li> <li>・火災等の二次災害を防止する（暖房関係管理、薬品管理、ガス管理等）</li> <li>・負傷者を確認する</li> </ul>
2	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職は、状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決定する</li> <li>・授業担当者は生徒の動揺を抑え、負傷の有無や負傷の程度、避難時の安全を確認する</li> <li>・児童生徒等の不安を増大させないように、原則としてその場を離れない</li> <li>・授業担当者以外は分担して各教室等に急行し、授業担当者から状況等を聞き取り、避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する</li> </ul>
3	避 難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路及び避難場所の安全確認ができた後、全校へ的確な避難指示を行う（頭部の保護、あわてない、騒がない等）</li> </ul> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>○避難訓練標語「お・は・し・も」</p> <p>「お」避難の時「押さない」</p> <p>「は」避難の時「走らない」</p> <p>「し」避難の時「しゃべらない」</p> <p>「も」現 場 に「戻らない」</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役割分担に基づき行動する。（避難誘導、負傷者運搬等）</li> <li>・児童生徒等名簿や緊急連絡網を携帯する</li> </ul>
4	避難後の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒等の安否確認及び的確な指示をする（勝手な行動をさせない）</li> <li>・負傷者の応急手当や警察、消防、医療機関へ連絡する</li> <li>・児童生徒等の不安に対処する</li> </ul>
5	対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部を設置し、役割分担に基づき行動する</li> <li>・校舎の被害状況とテレビやラジオ及びインターネット等で地域における被害状況等を把握する</li> </ul>
6	管轄する教育委員会への連絡等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職は、教育委員会へ連絡する</li> <li>・必要に応じて、今後の対応等について相談する</li> </ul>
7	保護者への連絡・引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒等の校舎外避難後の対応を決定する</li> <li>・一斉メール等により、保護者へ連絡し、引き渡す</li> </ul>



☆授業時間中の留意事項

場所	児童生徒等の行動	教職員の対応
屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れている間は、頭部を覆ってじっと待機し、落下物や倒壊物に気を付ける</li> <li>・揺れが収まると教職員の指示に従い、校舎外避難場所に移動する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校へ指示する（揺れが収まるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機）</li> <li>・分散して児童生徒等の安全確保や的確な指示誘導をする</li> <li>・校舎外にいる児童生徒等の人員確認や負傷者の応急手当をする</li> </ul>
屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れ、揺れが収まるまで頭部を覆って広い場所の中央で待機する</li> </ul>	

☆校外学習中の留意事項

項目	留意事項
1 児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な状況把握と的確な指示をする</li> <li>・列車、バス等に乗車中は係員の指示に従う</li> <li>・児童生徒等の不安に対処する</li> </ul>
2 近くの避難場所への避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所や救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確に判断し、行動する</li> </ul>
3 避難後の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員確認や負傷者の応急手当を行い、児童生徒等の不安に対処する</li> <li>・海岸での津波、山中での崖崩れ、落石に注意する</li> <li>・地元公的機関への救援を要請する</li> </ul>
4 学校への連絡 避難後の対応決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校への連絡や状況報告を行い、指示を受けて対応する</li> <li>・学校から教育委員会・保護者へ連絡する</li> <li>・教育委員会からの指示等により、地元公的機関へ救援を要請する</li> </ul>

☆登下校時の留意事項

項目	児童生徒等の行動	教職員の対応
1 児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭部を保護し、身を低くする</li> <li>・車道に出ない</li> <li>・建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内や通学路上、避難場所の児童生徒等の安否を確認する</li> </ul>
2 近くの避難場所への避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れが収まり次第、状況に応じて、公園、学校等の避難場所、あるいは自宅に避難する</li> <li>・自宅や学校に避難することが困難な場合、教師や保護者、地域の人があるまで待機する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域と連携する</li> <li>・児童生徒等の所在を確認する</li> </ul>
3 自 宅 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じて対応する（学校、保護者、地域の連携）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒等を家庭へ確実に引き渡す</li> <li>・家族不在の場合は学校で保護する</li> </ul>

## (8) 台風接近、気象警報発表、竜巻・突風・急な大雨

<div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>在宅時</b> </div>	前日周知・メールによる緊急通報等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">最新気象情報の確認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">管理職等の緊急会議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 基本的な対応                     <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">警報等</th> <th style="width: 10%;">授業</th> <th style="width: 70%;">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">                             ・ 台風接近                              ・ 各種気象警報                         </td> <td style="text-align: center;">中止</td> <td>                             各校で定めている時刻に、警報に切り替える可能性が高い気象注意報が発表中の場合、気象庁ホームページで警報・注意報（時系列表示）を確認し、警報級の現象が予想される時間帯（時系列表で赤く表示される時間帯のこと。警報はこれよりも2～6時間前に発表される場合がある。）を踏まえて授業の中止や登下校時刻の判断をする。                               ・ 各校で定めている時刻までに警報が解除されない場合は休校とする。必要に応じて児童生徒等に連絡する。                              ・ 気象予報などにより、事前に危険な状況が予測される場合には、前日までに休校を決定し連絡する。                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施</td> <td>                             ・ 各校で定めている時刻までに警報が解除された場合は、規定に従って登校させる。必要に応じて児童生徒等に連絡する。                              ・ 教職員等で、校内及び周辺的安全確認を行う。                         </td> </tr> </tbody> </table> </div>	警報等	授業	対応	・ 台風接近 ・ 各種気象警報	中止	各校で定めている時刻に、警報に切り替える可能性が高い気象注意報が発表中の場合、気象庁ホームページで警報・注意報（時系列表示）を確認し、警報級の現象が予想される時間帯（時系列表で赤く表示される時間帯のこと。警報はこれよりも2～6時間前に発表される場合がある。）を踏まえて授業の中止や登下校時刻の判断をする。  ・ 各校で定めている時刻までに警報が解除されない場合は休校とする。必要に応じて児童生徒等に連絡する。 ・ 気象予報などにより、事前に危険な状況が予測される場合には、前日までに休校を決定し連絡する。	実施	・ 各校で定めている時刻までに警報が解除された場合は、規定に従って登校させる。必要に応じて児童生徒等に連絡する。 ・ 教職員等で、校内及び周辺的安全確認を行う。
	警報等	授業	対応							
・ 台風接近 ・ 各種気象警報	中止	各校で定めている時刻に、警報に切り替える可能性が高い気象注意報が発表中の場合、気象庁ホームページで警報・注意報（時系列表示）を確認し、警報級の現象が予想される時間帯（時系列表で赤く表示される時間帯のこと。警報はこれよりも2～6時間前に発表される場合がある。）を踏まえて授業の中止や登下校時刻の判断をする。  ・ 各校で定めている時刻までに警報が解除されない場合は休校とする。必要に応じて児童生徒等に連絡する。 ・ 気象予報などにより、事前に危険な状況が予測される場合には、前日までに休校を決定し連絡する。								
	実施	・ 各校で定めている時刻までに警報が解除された場合は、規定に従って登校させる。必要に応じて児童生徒等に連絡する。 ・ 教職員等で、校内及び周辺的安全確認を行う。								
		<input type="checkbox"/> 台風接近等で危険な状況が予測され休校とする場合には、前日までに児童生徒等に周知する。 <input type="checkbox"/> 自宅待機後の登校時刻等については、予め児童生徒等・保護者に周知しておく。								
<div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>在校時</b> </div>	即時対応	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 基本的な対応                     <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">警報等</th> <th style="width: 10%;">授業</th> <th style="width: 70%;">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">                             ・ 台風接近                              ・ 各種気象警報                         </td> <td style="text-align: center;">中止</td> <td>                             ・ 担当者は気象情報や交通状況を定期的に確認する。                              ・ 速やかに下校させる。必要に応じて教職員で通学路等の安全確認を行う。                              ・ 児童生徒等だけでの下校が困難な場合は、保護者に連絡し、迎えを依頼する。                              ・ 必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。                              ・ 下校させるより学校で待機させた方が安全であると判断される場合は、学校で待機させ、安全な状況になってから下校させる。                         </td> </tr> </tbody> </table> </div>	警報等	授業	対応	・ 台風接近 ・ 各種気象警報	中止	・ 担当者は気象情報や交通状況を定期的に確認する。 ・ 速やかに下校させる。必要に応じて教職員で通学路等の安全確認を行う。 ・ 児童生徒等だけでの下校が困難な場合は、保護者に連絡し、迎えを依頼する。 ・ 必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。 ・ 下校させるより学校で待機させた方が安全であると判断される場合は、学校で待機させ、安全な状況になってから下校させる。		
	警報等	授業	対応							
・ 台風接近 ・ 各種気象警報	中止	・ 担当者は気象情報や交通状況を定期的に確認する。 ・ 速やかに下校させる。必要に応じて教職員で通学路等の安全確認を行う。 ・ 児童生徒等だけでの下校が困難な場合は、保護者に連絡し、迎えを依頼する。 ・ 必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。 ・ 下校させるより学校で待機させた方が安全であると判断される場合は、学校で待機させ、安全な状況になってから下校させる。								
			<input type="checkbox"/> 保護者の迎え等については、予め連絡方法や引き渡し方法を共通理解しておく。 <input type="checkbox"/> これまでの降雨量や今後の気象予報、地域の実情等に応じて、注意報段階での下校も検討する。							
<div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>留意点</b> </div>	<input type="checkbox"/> メールによる緊急通報システムや、学校Webページの緊急通信欄等を整備しておく。 <input type="checkbox"/> 風雨が小康状態となっても、土砂災害等の二次災害の危険があるため、慎重に対応する。 <input type="checkbox"/> 公共交通機関の運休等により、登校できない場合、欠席にはならないことを周知し、安全第一に行動するよう指導しておく。 <input type="checkbox"/> 被害防止のため、強風による転倒や移動の可能性がある物の固定、ドアの開閉や窓ガラスの飛散防止などに取り組む。 <input type="checkbox"/> 竜巻は、どこでも起こる可能性がある。「竜巻注意情報」が発表された場合、速やかに児童生徒等に知らせる。特に体育や部活動等、屋外で活動している場合には特に注意が必要である。 また、空が真っ暗になる、急に冷たい風が吹いてくる、大粒の雨が降り出す、雷が発生するなど積乱雲が近づいた場合、頑丈な建物の中に入り、ガラス窓から離れ、安全を確保する。									

## (9) 風水害・土砂災害発生時

在 宅 時	前日周知・メールによる緊急通報等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">最新気象情報の確認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">管理職等の緊急会議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <h3>校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有</h3> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 基本的な対応           <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">警報等</th> <th style="width: 15%;">授業</th> <th style="width: 60%;">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・記録的短時間大雨情報</li> </ul> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">中止</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報や、記録的短時間大雨情報が発表され、児童生徒等の登校に危険が想定される場合には、休校、または自宅待機とし、緊急連絡する。前日に想定できる場合は、前日に連絡する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象警報が解除され、天候が回復した上で通学路の安全性が確保できた場合には、登校させる。</li> <li>・教職員等で、校内及び周辺の安全確認を行う。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	警報等	授業	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・記録的短時間大雨情報</li> </ul>	中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報や、記録的短時間大雨情報が発表され、児童生徒等の登校に危険が想定される場合には、休校、または自宅待機とし、緊急連絡する。前日に想定できる場合は、前日に連絡する。</li> </ul>	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象警報が解除され、天候が回復した上で通学路の安全性が確保できた場合には、登校させる。</li> <li>・教職員等で、校内及び周辺の安全確認を行う。</li> </ul>
	警報等	授業	対応							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・記録的短時間大雨情報</li> </ul>	中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報や、記録的短時間大雨情報が発表され、児童生徒等の登校に危険が想定される場合には、休校、または自宅待機とし、緊急連絡する。前日に想定できる場合は、前日に連絡する。</li> </ul>							
実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象警報が解除され、天候が回復した上で通学路の安全性が確保できた場合には、登校させる。</li> <li>・教職員等で、校内及び周辺の安全確認を行う。</li> </ul>								
<input type="checkbox"/> 児童生徒等への連絡方法、登下校の安全確保、保護者への対応等については、(8) 気象警報発表時の対応に準ずる。										
在 校 時 対 応	即時対応	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <h3>校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有</h3> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 基本的な対応           <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">警報等</th> <th style="width: 15%;">授業</th> <th style="width: 60%;">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・記録的短時間大雨情報</li> </ul> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生の危険性が高まっている際は、担当者は気象情報を定期的に確認する。</li> <li>・土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が発表され、児童生徒等の下校に危険が想定される場合は、学校待機とする。</li> <li>・但し、市町村防災部局から避難指示があった際は、指定された避難所に避難する。避難所は事前に周知しておく。</li> <li>・天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校させる。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	警報等	授業	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・記録的短時間大雨情報</li> </ul>	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生の危険性が高まっている際は、担当者は気象情報を定期的に確認する。</li> <li>・土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が発表され、児童生徒等の下校に危険が想定される場合は、学校待機とする。</li> <li>・但し、市町村防災部局から避難指示があった際は、指定された避難所に避難する。避難所は事前に周知しておく。</li> <li>・天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校させる。</li> </ul>		
	警報等	授業	対応							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・記録的短時間大雨情報</li> </ul>	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生の危険性が高まっている際は、担当者は気象情報を定期的に確認する。</li> <li>・土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が発表され、児童生徒等の下校に危険が想定される場合は、学校待機とする。</li> <li>・但し、市町村防災部局から避難指示があった際は、指定された避難所に避難する。避難所は事前に周知しておく。</li> <li>・天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校させる。</li> </ul>								
	<input type="checkbox"/> 児童生徒・保護者等に、休校・自宅待機等の決定を速やかに連絡できるよう、メールによる緊急通報システムや学校Webページの緊急通信欄等を整備しておく。 <input type="checkbox"/> 災害発生時は、児童生徒等の安否確認が急務である。さらに、家族・住居の被災状況等を早急に確認し、必要に応じケア対策を講じる。									

☆突風・台風・風水害・土砂災害発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビやラジオ及びインターネット等で気象情報を収集する</li> <li>・ 教育委員会や防災担当課等から災害発生箇所及びその可能性のある箇所について情報を収集する</li> <li>・ 土砂崩れ等の被害情報があれば、被害状況のわかる保護者、PTA役員、地域住民から情報を収集する</li> <li>・ 必要に応じ近隣校と情報交換を行う</li> <li>・ 必要に応じ公共交通機関の運行状況を確認する</li> </ul>
2	下校・待機の判断	<p>【下校させる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一斉メール等の連絡方法により保護者に連絡する</li> <li>・ 経路の変更、教職員の引率、集団下校、保護者の迎え等、安全な方法で下校させる</li> </ul> <p>【待機させる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族が不在の家庭において、家屋の立地状況等により危険が予測される児童生徒等については、保護者に連絡をとり、学校に待機させる等の適切な措置を講じる</li> </ul>
3	事後の対応と措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う</li> </ul>

## (10) 落雷発生時

対応ガイドライン	
事前	<input type="checkbox"/> 関係者は、児童生徒等の安全を最優先することを十分に共通理解する。 <input type="checkbox"/> 当日の活動は、余裕を持ったスケジュールを組む。 <input type="checkbox"/> 活動の中止決定の手順、避難場所、避難方法・誘導手順を明確にしておく。 <input type="checkbox"/> 前日に、当日の気象予報（天気予報、気象警報・注意報、気圧配置、前線の有無、竜巻注意情報等）を確認し、対応の想定を行う。
当日	①朝、気象予報を確認するとともに、落雷・突風等が想定される場合は、定期的に気象情報を入手し、関係者に情報を提供する。 ②絶えず雷鳴や空模様に注意する。雷注意報発表の有無にかかわらず、雷鳴が聞こえたり、雷雲が近づく様子があったりする場合は、直ちに活動を中止する。雷鳴が遠くかすかに聞こえるときも、落雷の危険信号と考えて直ちに活動を中止する。 ③避難は、近くの建物、自動車、バスの中など、安全な空間に入る。周囲に建物などが無い場合は、足を閉じてしゃがみ身を低くする。 ④雷雲が遠ざかって、20分以上が経過してから屋外に出る。

### 学校の安全配慮義務

学校関係者は、児童生徒等が屋外で活動中、落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難し、児童生徒等の安全確保を最優先事項として行動する。

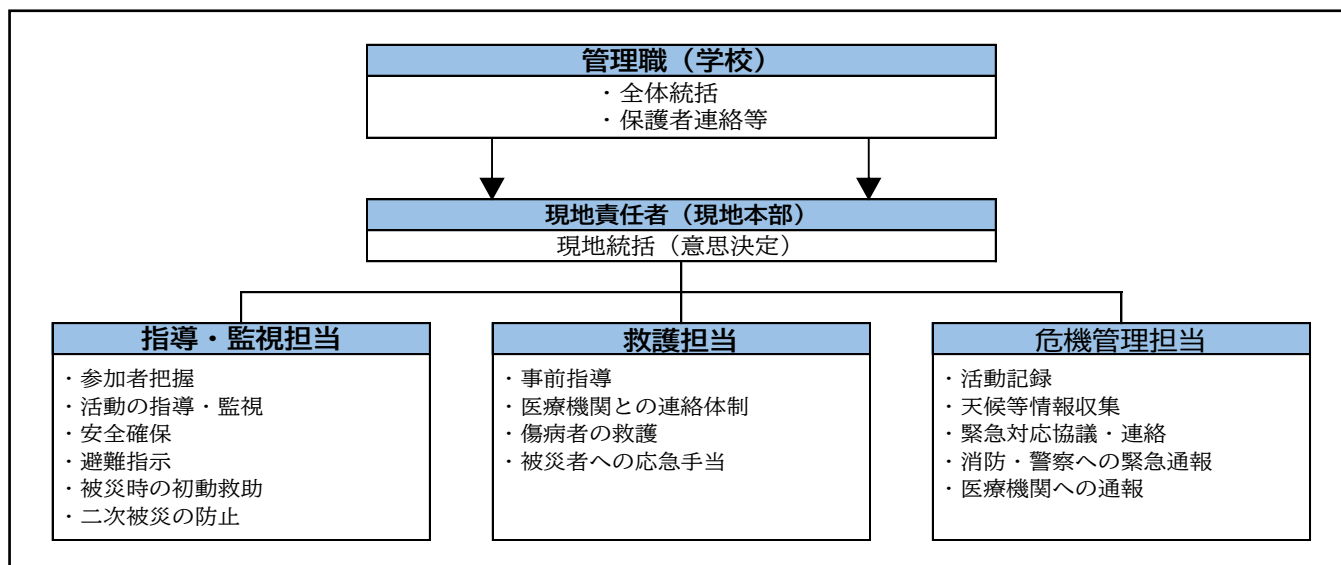
【判例：上告審判決（平成18年3月13日最高裁第二小法廷）・差戻審判決（平成20年9月17日高松高裁第4部）】

#### ☆落雷発生時の留意事項

- ・自動車、バス、列車、鉄筋コンクリート建築の内部は安全である。避難の際は、建物の壁、車両や電気製品の近くから離れる。
- ・テントやトタン屋根の仮小屋は危険である。
- ・周囲に建物等がない場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。
- ・高い木には落雷しやすいので、4m以内には近づかないこと。人間は、木よりも電気が通りやすいので、木から人間に雷が飛び込む「側撃」という現象が起こる危険がある。

## (11) 校外活動における緊急事態発生時の対応組織

校外活動時に緊急事態が発生したときには、次のような対応組織例が考えられる。



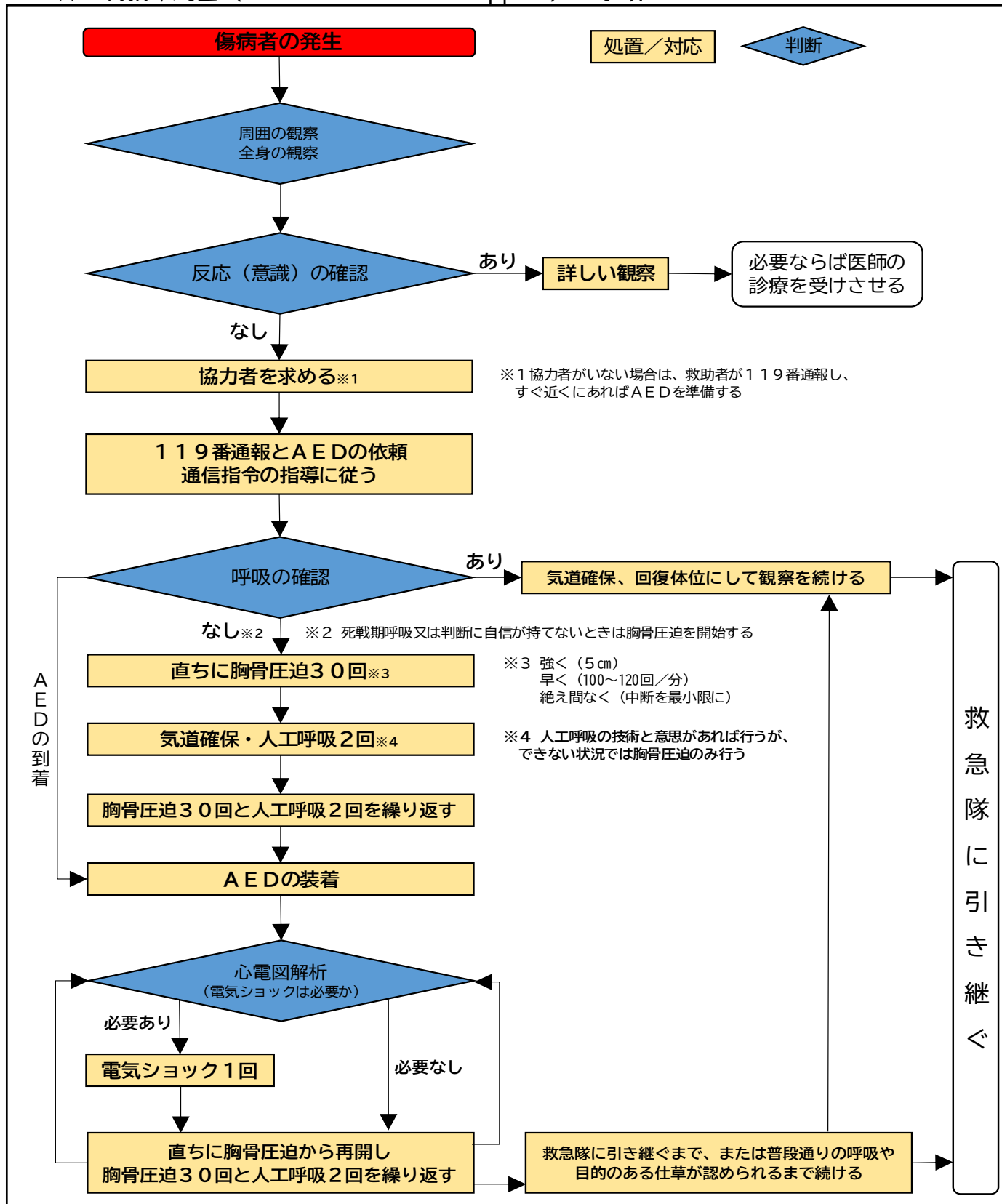
### 3. 救急救命体制

<b>救急救命の手順等</b>	<p>1 救急時対応の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 既往症等により生活管理の必要な児童生徒等を把握し、保護者、主治医と連携し、緊急時の対応方法を確認する。</li> <li><input type="checkbox"/> 傷病者の生命を第一に考え、救急車の要請の手順を明確にする。</li> <li><input type="checkbox"/> 意識がない場合、出血がある場合など、症状に応じた応急手当の研修を実施する。</li> <li><input type="checkbox"/> 心肺蘇生法（CPR：人工呼吸及び心臓マッサージ）及びAED（自動体外式除細動器）取扱の技能を身に付けることが望まれる。</li> </ul> <p>2 救急対応の手順</p> <p>①発生した事故災害の状況把握 ②傷病者の症状の確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出血・意識・呼吸・脈拍・傷・骨折</li> <li>・その他の症状等</li> </ul> </div> <p>③心肺蘇生法（CPR）などの応急手当（現場で直ちに） ④AEDの手配など、協力要請や指示 ⑤必要と判断したら、速やかに119番通報（救急車要請） ⑥管理職、養護教諭と保護者へ連絡し、協力を仰ぐ ⑦救急車に教職員2人同伴する ⑧担当者を決め、詳細な記録を取る</p> <p>3 緊急時、救急車要請基準の明確化</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意識喪失を伴うもの</li> <li>・ショック症状（蒼白、脱力感、脈異常、冷や汗、あくび等）</li> <li>・痙攣が持続するもの</li> <li>・多量の出血を伴うもの</li> <li>・骨の変化が見られるもの</li> <li>・大きな開放創（開いた傷）をもつもの</li> <li>・広範囲の火傷等</li> </ul> </div>
<b>留意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時には傷病者が発生する可能性も高い。このため、医療機関の連絡先、事案発生時の救急車要請基準や、医療機関に引き継ぐまでの手順について明確にする。</li> <li>・障害のある児童生徒等や、生活管理を必要とする児童生徒等への配慮が必要である。</li> </ul>
<b>障害のある児童生徒等</b>	<p>障害のある児童生徒等や、生活管理の必要な児童生徒等のプライバシー保護と、支援体制の整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 保護者、医師等との密接な連携を図り、共通理解を図り、プライバシーの保護に取り組む。</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急時に備え、医療機関等との連絡体制や支援体制を整備する。</li> <li><input type="checkbox"/> 予め救急対応について、医師から指示を受けておく。</li> </ul>

# (1) 一次救命処置の理解

教職員は、心肺蘇生法（CPR：人工呼吸及び心臓マッサージ）及びAED（自動体外式除細動器）取扱いの技能を身に付けることが望まれる。

## ☆一次救命処置（BLS：Basic Life Support）の手順





## (2) 多量の出血

人間の全血液量は、体重1kg当たり約0.08ℓで、一時にその3分の1以上を失うと生命に危険が及ぶ。

傷からの大出血は直ちに止血しなければならない。

(例:体重60kgの人の場合  $60\text{kg} \times 0.08\ell = 4.8\ell$   $4.8\ell \times 1/3 = 1.6\ell$ )

### ☆止血の方法

#### 【直接圧迫止血】

傷口に清潔なガーゼやハンカチをあてて、手でしっかり押しえたり、包帯を少し強めに巻いて圧迫する。

#### 【間接圧迫止血】

傷口より心臓に近い動脈(止血点)を、手や指で骨に圧迫して血液の流れを止める。

※直接圧迫止血と間接圧迫止血の併用

直接圧迫止血だけでは止まらないときには、さらに間接圧迫止血を加えて行う。

直接圧迫をすぐに行えない場合には、まず間接圧迫を行う。

#### 【止血帯の使用】

手足の出血で、直接圧迫、間接圧迫、あるいは両者の併用でも出血がひどくて止まらない場合や、運搬するときに止血帯を用いなければ止血できない場合に限り用いる。決して安易に用いてはいけない。

止血帯はできるだけ幅5cmくらいのものを用い、傷口より3cmほど心臓に近い、健康な皮膚を残した位置で締める。

ゆっくり締めて、止血できたらそれ以上きつく締めてはいけない。止血帯をかけた場合は、かけた時刻を記録しておく。

## (3) AEDの使用

